



Title	万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）
Author(s)	三木, 聡
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 161, 63(右)-125(右)
Issue Date	2020-12-18
DOI	https://doi.org/10.14943/bfhhs.161.r63
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80046
Type	departmental bulletin paper
File Information	1005_bfhhs.161.r63.pdf



万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

三 木

聰

はじめに

一 事件の史料

二 事件の日録

(i) 四月十日以前

(ii) 四月十一日

(iii) 四月十二日

(iv) 四月十三日

(v) 四月十四日

(vi) 四月十五日以後（以上、一五九号）

三 民変と地方官（以下、本号）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

(i) 巡撫と巡按

(ii) 布政司と按察司

(iii) 福州府と閩県・侯官県

四 民変と郷紳

五 民変と府城住民

おわりに

三 民変と地方官

(i) 巡撫と巡按

万曆四十二年（一六一四）四月に起こった〈福州民変〉において、前代未聞ともいべき事態となったのは、四月十二日に武装した税監高案が巡撫衙門を突然襲撃し、一時的とはいえ福建巡撫袁一驥を拉致して人質としたことである。高案が意図したところは、福建の地方長官ともいべき巡撫の力によって激昂する群衆を抑え込むことにあつたといえよう。^①ここでは〈福州民変〉に対して、或いは事件後の税監高案に対して、当時の福建巡撫袁一驥と同巡按御史徐鑾がどのような対応を行っていたのか、を検討することにした。

袁一驥は、万曆三十九年（一六一一）に湖広右布政使から福建右布政使に異動となり、翌年には同左布政使に移っ

た。そして同四十二年（一六一四）になって丁繼嗣の後任として福建巡撫に就いたのである。⁽²⁾従って、事件は巡撫に就任してからさほど時を経ずして起こったことになる。「周紀事」には〈福州民変〉が起ころ以前に、袁一驥が巡撫として税監の「爪牙」の逮捕を福州府推官の周順昌に命じていたことが記されている。⁽³⁾

高案之流毒、於閩最甚。其爪牙之噬人者、為巡欄百戸馬仕驥。当道皆鑒之。巡撫袁公、素称寛弘端亮君子、百姓恃以保障。公念翦惡、先翦其翼、俾余密擒。内監恨馬百戸就擒、唯是周司李恨甚。余弗顧。

高案の流毒は、閩（福建）に於いて最も甚だしかった。その爪牙で人を喰いものにする者は、巡欄百戸の馬仕驥であつた。当道は皆、このことを考慮していた。巡撫袁公は、素より度量が大きく誠実な君子と称されており、百姓たちは「袁公に」恃んで保護されていた。公は惡を殲滅することを考え、先ずその左右のものを除こうとし、私に密かに逮捕させた。内監（高案）は馬百戸が逮捕されたことを恨んだが、ただ周司李（推官）だけを恨むことが甚だしかった。私は一顧だにしなかった。

税監配下の「巡欄百戸馬仕驥」を逮捕したことで、周順昌だけが高案に恨まれたという。

他方、四月十二日に、高案に拉致・解放された後で、袁一驥が税監に対して、或いは暴動の直前にまで至つた福州府城の住民に対して、何か具体的な方策を講じたか否かについては、諸史料のなかに関連する記載を見出すことはできない。彼が行つたことは、もっぱら中央に五回の上奏（「袁一疏」―「袁五疏」）をあげて税監高案を糾弾し、万曆帝にその「撤回」を懇請することだったのである。⁽⁴⁾

ただ、当時、閩県の署知県を兼ね、四月十一日・十二日の事件の処理に逐われていた周順昌は、彼と袁一驥との関係、或いは袁一驥の対応に関連する記述を残しており、それは次の三カ所に見出すことができる。

第一に、四月十二日の午前中、高案による拉致事件が発生する直前に、袁一驥との会談の様子が「周紀事」には描

かれています。

詰朝、告被傷被殺被災者、比比也。巳刻、見撫院袁公、言税監凶横、当与按君参之。余聞言心肯。

翌朝、被傷・被殺・被災を訴える者が、次々とやってきた。巳の刻（午前十時頃）、撫院の袁公に会ったところ、税監の凶横は、まさに按君（徐鑒）とともに之を弾劾すべきである、と言った。私はその言を聞いて心から首肯した。

第二に、八月十四日、兵備道呂純如を通じて伝えられた税監高案の要求——四月十一日の事件で税監署から紛失した物品を「民」から追徴して返還させるという——に対して断固として拒絶した周順昌が袁一驥と会見したことが、『周忠介燼餘集』卷二、「与朱德升書二」に残されていた。^⑤

越二日、見撫台以此事相告、撫台亦心首俱肯。

二日を越え、撫台に会って此の事を告げたところ、撫台も心から肯定した。

巡撫袁一驥と推官周順昌との間には、この時点まで、ある種の信頼関係が構築されていたように思われる。ところが、第三に、その後、次のような事態に至ったことを、周順昌は同じく「与朱德升書二」のなかで率直に述べている。

廿三日、進見撫台、思一吐衷曲、撫台怒形於色。不復以札回署。亟整頓空囊、驅車南向。

二十三日、撫台に進見して、「一に〔自分の〕真情を吐露しようと思ったが、撫台は怒りを顔色に表した。返礼もせず、署に回った。すみやかに空囊を整頓し、車を駆って南向しようとした。

八月二十三日、周順昌と袁一驥との間の良好な関係は突然、破綻したのであった。〈福州民変〉或いは税監への対応をめぐつて、突き詰めれば、両者の基本的な考え方・スタンスに齟齬をきたしたということであろう。すでに前章でも触れたように、原理・原則的、かつラディカルに対応しようとする周順昌に対して、袁一驥は結局のところ、税監

高案の「撤回」を主張しつとも様々な側面に目を配りながら、いわばバランスー的に対応しようとしたのではなからうか。

福建の泉州府晋江县の郷紳で、万曆二十九年（一六〇一）から足掛け十二年という長期にわたって山東巡撫を務め、自らも税監陳増・馬堂等を弾劾し、〈福州民変〉当時は家居していた黄克纘は、自身の文集『数馬集』卷二二、序、「袁中丞撫閩疏草序」において、袁一驥の対応を評価して、次のように述べている。⁶

視事未幾、会權使高案、惡盈罪稔、激變於閩。……使軍民殺案、則朝廷威令不行、而国体傷。使案屠戮軍民、則朝廷命使、幾与倭虜無異、而国体又傷。以是任事、是債之也。公於是際、不動声色、惟内曉案、謂取民之物、必當償直、外曉軍民、謂所取財貨、吾當責償、爾無妄動。變大而小視之、機危而安処之。及案出不意、突來劫質、公惟少整衣而出、開門而迎耳。其規摹操縱、固未嘗有毫髮之差也。連上五疏、斥其悖逆、始終以生死去留、聽之君父。卒之民害去而国体全、所存者大、而所傷者小。公於任事、亦称良工苦心矣。

〔巡撫に〕就任して未だ幾ばくもなく、權使高案は、多くの罪惡によつて、閩で民變を激発することとなつた。……もし軍民が〔高案を殺せば、則ち朝廷の威令は行われず、国体は傷つく。もし案が軍民を屠戮せば、則ち朝廷の命使（税監）は、ほとんど倭虜と異なることなく、国体もまた傷つく。このとき〔巡撫として〕事に任じていれば、敗れることになつたであらう。〔袁〕公はこの際に於いて、〔一切の〕動搖もみせず、ただ内では案を論じて、民の物を取つたならば、必ずやまさに代価を償うべきである、と謂い、外では軍民を諭して、取られた財貨は、私が責任をもつて償わせるので、爾らは妄動してはならない、と謂つた。民變が大きくても小さく之を視なし、事機が危うくても安泰のように之に対処した。〔高〕案が不意に出て、突然、〔撫院を〕襲つて拉致されたときも、公はただ少しく衣服を整えて出て、門を開いて迎えるだけであつた。その操縱の仕方は、固より未だ嘗て毫髮の差もなかつた。連続して五疏

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

を上し、その悖逆を斥けようとしたが、終始、生死・去就をもって、之を君父（皇帝）に聴いたのである。遂に民害は去って、国体は全うし、存するところは大きく、傷つくところは小さかった。「袁」公は「巡撫として」事に任じたが、また良工苦心したと称することができる。

黄克纘は、〈福州民変〉への袁一驥の巡撫としての対応を「良工苦心」として高く評価している。その理由は「民害は去り、国体は全う」したことに在った。民変によつて税監高案が殺害された場合は「朝廷の威令」が機能しなかったことになり、逆に税監が「軍民」を「屠戮」した場合は「朝廷の命使」が「倭虜」と同等の存在となり、ともに「国体は傷つく」ことになる。自らが税監に拉致されたことも含めて、その対応には「毫髮の差」もなかったと述べているのである。まさに、結果として「国体」を傷つけることなく〈福州民変〉を収拾したことが評価されたのである。ここである「国体」とは〈国家の体面〉ということになろうか。

首輔を辞任した後に書かれた「生祠記」のなかで、葉向高もまた次のように記している。^⑦

或曰、案苦閭久、竟得生還。得無縱乎。余曰、案雖暴、然還之、以聽命于天子、所全実多。且案知必死、則必計出無聊、而滿城流血之禍、在目前矣。夫惟開其生路、而錮其出路、如桺虎檻猿。雖咆哮跳躍、終不能為人害。公之算未為失也。

或るものが曰った。「〔高〕案は閭を苦しめることが久しかったのに、竟に生還することができた。^{はしま}縦にさせることが無かったといえようか」と。私は曰った。「案は凶暴であつたとはいえ、然れども之を〔北京へ〕還したのは、命を天子に聴いたからであり、全うする所は実に多かつた。且つ案が〔自分は〕必ずや死ぬだろうと思つたならば、則ち必ずや計は無聊より出て、〔福州府〕城全体の流血の禍は、目前に在つたことになる。ただその生路を開いて、その出路を錮いだけであり、虎や猿を檻に閉じ込めるようなものであつ

た。咆哮・跳躍したとしても、終に人の害にはなりえないのだ。「袁」公の算段は未だ失敗したとは看做せない」と。

「生祠記」自体は当然のように袁一驥を称揚する内容であるが、ここでは事件後の袁一驥の対応によって「全うする所、実に多し」と述べていることに注目したい。「全うする所」とは何を意味しているのであろうか。当該のコンテクストによる限り、それは税監高案を北京へ「還」したこと、および「目前」に迫っていた「滿城流血の禍」を回避したことによってもたらされたのである。しかも「命を天子に聴く」ことによって。如上の記載の直後に、

乃余尤有感者。有明天子而後、公之志得行、閩人之患害得息。

乃ち私には尤も感じたことが有る。賢明なる天子がいて後、(はじめて袁)公の志は行うことができ、閩人の患害も終息することできたのだ。

と、葉向高は述べている。称賛すべき袁一驥の巡撫としての業績も、すべては「明天子」の存在に収斂していくことになる。従って「全うする所」とは、最終的には黄克纘と同様に「国体」ということになるのであろう。

ところで、葉向高は袁一驥の高案への対応を「その生路を開いて、その出路を鑑ぐ」と述べていた。この点に関連して「董紀」は、四月十三日に同知陳多が〈人質〉として税監署に拘禁された後に、次のような事態の存在を伝えている。⁸⁾

次日、陳郡丞代、始出謂予、子有何策。予曰、委之百姓。呂曰、不可。民不堪再乱。毫厘之差、滿城流血。予大服其言。於是議召兵、防案出入、刁斗夜聞。案亦困、欲詣軍門謝罪。李・呂二公私計、案誠可誅。万一上不遽撤、兵防久、恐生變。況又加以荒、奸民易動。不如因其求謝与堅約、輿皂月再易、案人不得輒出、出必鎖門如官府。勿得騷行市、勿拷吊塩商、一切関津官為政、勿輒遣虎牙往。案聽我則出、固一人易制耳。不聽我、益為備。姑与

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

往復、緩時月、候旨另作区処。軍門是之、竇公不察、以為此是和議、不可行。……

次の日、陳郡丞（同知）が代わり、〔呂純如は〕始めて〔税監署から〕出て私に謂った。「子には何か策が有るか」と。私は曰った。「之を百姓に委ねては（どうか）」と。呂は曰った。「不可である。民は再度の乱には堪えられない。毫厘の差で、〔府〕城全体が流血となる」と。私は大いにその言に感服した。そこで兵を召集し、〔高〕案の出入を防ぎ、刁斗で夜警することを提議した。〔高〕案もまた困惑し、軍門を訪ねて謝罪しようとした。李〔思誠〕・呂〔純如〕の二公は、私かに〔次のように〕計った。案は誠に誅殺することができ。万一、上（皇帝）が遽かに撤回せず、兵防が久しくなれば、恐らくは変を生じるであらう。況んやまた荒年が加われば、奸民は動き易くなるのだから。それに因つて〔高案に〕謝罪を求め、および〔次のように〕堅く約束させるに如くはない。輿皂は月ごとに再度、交替させ、案〔側〕の人はむやみに〔税監署から〕出てはならず、出たならば必ずや門を官府のように閉鎖する。行市を騒がせてはならず、塩商を拷問してはならず、一切は閩津官が管理し、〔税監の〕爪牙を派遣して往かせてはならない、と。案が我々〔の言うこと〕を聴くならば則ち〔税監署から〕出してやるが、固より一人であれば制し易いだけである。我々〔の言うこと〕を聴かなければ、益々防備を固め〔て税監署に閉じ込め〕る。姑らくは〔外部との〕往來を許して、時月を稼ぎ、勅旨を候つて別に区処する、と。軍門は之を是とした。竇〔之偁〕公は〔李・呂の考えを〕察せず、「これは和議であり、行うことはできない。……」と言った。

四月十一日・十二日における混乱の事態が、福州府同知陳孝の《人質》によつて少しく沈静化を見せた段階で、李思誠・呂純如の主導によつて高案への対応策が提起され、それを袁一驥は受け入れたという。李・呂の方策は、単純化するならば、税監高案およびその配下の者たちを税監署に閉じ込め、兵によつて周囲を封鎖して「出入」を制限するというものであった。そうすることで「生変」を防ぐことができるという考えである。時はまさに端境期に当たっており、さらに飢饉の様相も加わつて、騒擾（変）が起こりやすくなつていたことも董応挙は併せて指摘している。⁹⁾

ただ、ここで注目しておきたいことは、次の二点である。ともに引用史料の末尾に記されていることであるが、第一に、李思誠・呂純如の高案への対応策を巡撫袁一驥が賛同したこと、その一方で、第二に、左布政使寶子偁はそれを「和議」として反対したことである。寶子偁の事件に対するスタンスについては後述するが、彼の「和議」という認識は、おそらくは李・呂の両名が四月十二日に税監署に拘留されたときに高案との間で取り交わされたという密約（「盟約」「城下の盟」と関連するものであろう。高案との間のある種の妥協的所産ともいべき李思誠・呂純如の対応策をめぐって、巡撫袁一驥と左布政使寶子偁の間にも考えの違いが生じていたことになろう。また、それは袁一驥と周順昌における関係の決裂という事態にも関連するものであった。

他方、福建巡按御史徐鑒の場合はどうだったのであろうか。先に触れたように、康熙『豊城県志』所載の徐鑒の伝には、袁一驥と同様に、五回にわたって高案の「撤回」を求める上奏を行ったことが記されていた¹⁰。また、董應挙は「董紀」のなかで、徐鑒自身の考えにも言及している。

按院徐公鑒、時亦在省、一鎮以靜曰、吾知憲職而已。出疏攻案甚力、而陰令人収其党。其後案竟不如約、不出謝相持。至五月、米餉大起、奸民乘機欲為乱。而衛案兵、昼夜暴烈日霧露中、洶洶不安、又不可撤。是時李又以齎捧行、獨寶・呂二公与按君、日夜皇皇、以救飢消變為務。

按院の徐鑒公は、時にまた省（会）に在り、一に落ち着いて（次のように）曰った。「私は憲職を治めるのみである」と。奏疏を出して（高）案を攻めることに甚だ努め、陰では（配下の）人にその党を収めさせていた。その後、案は竟に約束に従わず、出て謝罪もせず相持していた。五月に至って、米餉が騰貴し、奸民は機に乗じて乱を起こそうとしていた。だが（高）案を護衛するための兵は、昼夜、烈日・霧露の中に曝され、洶洶として安んじなかったが、また撤収することもできなかった。この時、李（思誠）はまた「齎捧」

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

によって「福州を離れて」行き、ただ寶（子僮）・呂（純如）の二公と按君とが、日夜、惶惶としながらも、飢饉の救済と民変の防止に務めていた。

徐鑒は「憲職」を果たすだけと冷静に言っているが、税監高采を上奏で弾劾するとともに、税監の「党」の取締りも行っていた。また、五月には寶子僮・呂純如と協力して端境期の飢饉を救済し、民変の再発を防止するために尽力していたのである。

このほか「周紀事」および「周縁由」に明記されているように、周順昌が四月十六日に按察司を通じて命令を受け、同十七日に提出した〈民変〉についての上申書に相当する後者は「十一・十二日の異変の事情」或いは「殺人・放火の縁由」を報告するように徐鑒によって命じられたものであった。⁽¹⁾「周縁由」に依拠して事件の事実関係を把握することで、徐鑒の高采を弾劾する上奏——或いは袁一驥との「会同」によるもの——は行われていたのである。また「周紀事」は、四月二十一日以降のこととして、次のような徐鑒の行動を伝えている。

按台以考察閩操兩大事、命三司諭税監、出陳二守、不聽。

按台（巡按）は考察・閩操という二つの大事によって、三司に命じて税監を説得し、陳二守（同知）を「税監署から」出させようとしたが、「高采は」聴き入れなかった。

巡按御史の重要な職掌の一つは地方官の考課・評定（「考察」）であり、当然のように府同知であった陳多もその対象となっていたであろう。また軍事操練の観閲（「閩操」）は、福州府では清軍・海防同知であった陳多にもかかわる「大事」であった。⁽²⁾このように、巡按御史徐鑒も税監署に拘束されていた陳多の解放に向けて努力していたことが窺えるのである。

さて、万曆四十二年（一六一四）六月末に福建税監の廃止と高案の召還が決定し、同年九月に高案が福州を離れた後、福建巡撫袁一驥は万曆帝に対して自らの辞任を上請した。実録によれば、それは翌年の一月のことであるが、結果として万曆帝に慰留されたのであった。『明神宗実録』卷五二八、万曆四十三年（一六一五）正月壬申（二十五日）条には、

福建巡撫袁一驥、疏乞休致言、高案留則不敢以身避疆禦、案去則不敢以身辱撫臨。上不允、命其用心撫鎮、以靖地方。

福建巡撫袁一驥は、奏疏して休致を乞い（次のように）言った。高案が留まれば則ち敢えて自ら（福建の）疆域の防禦を避けず、案が去れば則ち敢えて自ら巡撫の地位を辱めず、と。上は允さず、その心を用いて鎮撫し、そうして地域を治めるように命じた。

とある。ここに見える「身ら撫臨を辱める」とはどういうことであろうか。崇禎『江陰県志』卷四、人物志、国朝崇祀、所載の「袁一驥」の項は、袁一驥の伝としては最も詳細なものであるが、そこには事件後のことが次のように記載されている。

具疏聞。凡五上得報可、責案激變撤回。閩人懽声動地。一驥以蒙難為恥、六疏乞帰、仍有撫閩有功之褒。合閩立專祠祀之、大学士葉向高為記。

具さに疏聞した。凡そ五回も上して〔万曆帝に〕可と報ぜられ、〔高〕案が民變を激発したことを責めて撤回した。閩人の歓声は地を揺るがせた。〔袁〕一驥は難を蒙ったことを恥として、六回も上疏し〔辞職して〕帰郷することを乞うたが、やはり福建巡撫として功績が有ったという褒賞を受けた。閩全域で專祠を立てて之（袁一驥）を祀り、大学士葉向高が〔祠〕記を書いた。

袁一驥は、四月十二日に高案に拉致されたこと（「蒙難」）を「恥」として辞任を申し出たのであった。その後、同

年二月には、吏科給事中解經雅によつて袁一驥に対する弾劾が行われたが、その理由として挙げられたのは次の二点であつた。一つは広東税監李鳳の死後、その業務をも接管した高案に広東への「移駐」を勧めたこと、いま一つは高案に拉致され、人質となることで巡撫としての官職を辱めたことである。⁽¹³⁾ また三月には山東道監察御史金汝諧が、袁一驥が高案に拉致されたことについて「曾て辱めを刑餘の手に受けながら、なお晏然と百官・万姓の上に立つことができようか」と述べ、その「自裁」を許すべきことを主張している。⁽¹⁴⁾ 最終的に、福建巡撫袁一驥の辞任は、四月十五日に承認されたのであつた。⁽¹⁵⁾

ところで、袁一驥の福建巡撫辞任をめぐつて、福州では留任運動が起こつていた。その間の事情を葉向高は「生祠記」のなかで、次のように述べている。

然公自是去意愈堅、数上書陳乞。既不得請、則自三山移建州俟命。三山之薦紳父老、以至卒伍、相与遮道、泣留曰、天子固命公終恤閩、閩方倚公為命。公去何之。公亦愁然動容曰。吾非敢忘閩、顧義不可留耳。于是士民復相告語、吾儕留公、公不可留。天子留公、公必不得辭。乃羣走闕下、書請以公借閩。時天子業已從主爵議、聽公歸、難于再留。第下公疏、褒嘉其功、以慰閩人而已。閩人徒步万里、空歸無可奈何。則相与釀金慮材、為祠于九達之衝、貌公而尸祝焉。

然れども〔袁一驥〕公はこれより去る意思が愈々堅く、屢々上書して請願した。既に請願が受け入れられなければ、則ち三山（福州）から建州（建寧）へ移つて命を俟った。三山の薦紳・父老から、卒伍に至るまで、相共に道を遮り、泣いて留めて曰つた。「天子は固より公に命じて終には閩を救恤させ、閩は〔さうして〕はじめて公に頼つて生存できたのである。公が去つたならば、之を何すればよいのか」と。公はまた愁然と動容して言つた。「私は敢えて閩を忘れることはないが、顧みるに義として留まることができないだけで

ある」と。そこで士民はまた相告げて語った。「吾等が公を引き留めても、公は留まることができない。天子が公を引き留めたならば、公は必ずや辞することはできないであろう」と。そこで「衆人が」闕下（京師）まで群走し、書面で公を閩に貸してくれるように請願した。時に天子は已に主爵（吏部）の議に従い、公の帰郷を許しており、再度留任させることは難しかった。ただ公の上疏を下して、その功績を褒嘉し、よって閩人を慰めただけであつた。閩人は万里を徒歩しながらも、空しく帰るだけで奈何（どう）することもできなかった。「そこで」則ち相共に贖金して材料を考慮し、祠廟を九達の街衢に建造し、「袁一驥」公を描いて祀つた。

袁一驥の辞任の意思は堅く、「閩人」が直接、北京へ出向いて留任運動を行つたにも拘わらず、中央ではその辞任・帰郷が承認されたのであつた。その一方で、税監高案を「撤回」させた袁一驥の功績を称えるために「生祠」が福州府城内に建造されたのである。⁽¹⁷⁾ また、それは先の崇禎『江陰県志』の記事に見られるように、福州に一カ所だけでなく、福建全域（「合閩」）で行われようとしたのであつた。

当時、福建山区の延平府の推官として在任していた鄒維璉は、些か鹵切れの悪い附会の議論ではあるが、それによって当該の「生祠」建設に反対している。ことは延平府に隣接する建寧府の府学および附郭の建安・甌寧の両県学の生員たちによる「撫院の生祠を建立する」という呈文から始まつたのである。それは「分守建南道沈」の「批」を受け建寧府の「移関」が延平・邵武二府に回され、「官吏・師生」が一体となつて挙行しようとするものであつた。⁽¹⁸⁾ 鄒維璉はこの時期、袁一驥と反目しており、「生祠」建設に反対する議論はその結果であつたとも思われる。『明史』卷二三、列伝一二三の鄒維璉伝には、

鄒維璉、字德輝、江西新昌人。万曆三十五年進士、授延平推官。耿介有大節。巡撫袁一驥、以私憾撫布政寶子偁罪、維璉以去就爭。監司欲為一驥建生祠、維璉抗詞力阻。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

鄒維璉、字は德輝、江西の新昌（県）の人である。万曆三十五年の進士で、延平（府）推官を授けられる。清廉で阿ることなく、大節を有していた。巡撫袁一驥が、私怨によつて布政寶子偁の罪を言いたてたとき、維璉は（自らの）去就をかけて争った。監司が一驥のために生祠を建てようとしたが、維璉は直言して力めて阻止した。

と記されている。『明史』の当該伝が一体、何に依拠して書かれたものかは不詳であるが、ここからは第一に、福建巡撫袁一驥と左布政使寶子偁との間には明らかに軋轢が存在していたこと、そして第二に、鄒維璉は寶子偁に与して袁一驥に反発し、結果として「生祠」の建設に反対していたことを看取することができよう。⁽¹⁹⁾

なお、鄒維璉は『明史』の本伝に見られるように、字は德輝、江西の瑞州府新昌県の出身で、万曆三十五年（一六〇七）の進士である。初任が福建の延平府推官で、この地で八年を過ごした。その後、南京兵部主事等を歴任し、天啓年間には吏部尚書趙南星に取り立てられて吏部郎中となったが、魏忠賢および閹党を糾弾したために四川の施州衛に流された。まさしく東林派とされる所以である。⁽²⁰⁾ 崇禎年間には再び登用されて、最後は因縁の福建巡撫に就任している。⁽²¹⁾

(ii) 布政司と按察司

張徳信『明代職官年表』によれば、万曆四十二年（一六一四）の〈福州民変〉当時、福建左布政使は寶子偁で、右布政使は陳所學であった。⁽²²⁾ 但し、後者については民変関連史料のなかにその名を見出すことはできず、実際に在任して福州に居たのか否かは不詳である。また、按察使はこの年、万曆四十年（一六一二）五月に就任した葉其蕃から浙江按察使であつた蕭近高に交替しているが、後者が福州に着任したのは事件後の六月以降であり、右布政使と同様に

按察使も民変当時、実際には福州に居なかったと思われる。

さて、左布政使寶子偁は〈福州民変〉に遭遇すること、その官歴を終えることになった。寶子偁は、字は燕雲で、南直隸廬州府合肥県出身、万暦二十年（一五九二）の進士である。中央の大理寺評事、福建の泉州府知府や湖広学政を務め、「卓異」等の地方官としてはきわめて高い評価を得ていた。その後、万暦四十年（一六一二）に福建右布政使に、そして同四十二年（一六一四）に左布政使に就任したのである。⁽²⁴⁾

寶子偁の〈福州民変〉への対応については、四月十二日に巡撫袁一驥が税監高宗に拉致されて「憲台公署」に至り、李思誠・呂純如が高宗と袁一驥解放のための交渉を行っていたとき、その門前にまで来たにも拘わらず、結局は「憲台」のなかに入らなかったことが「董紀」には記されていた。⁽²⁵⁾ 実は、このことが後に寶子偁が官を辞する要因となったのである。『明神宗実録』卷五二八、万暦四十三年（一六一五）正月乙丑（十八日）の条には、次のような記事が残されている。

初閏撫嬰税監高宗之難、左布政使寶子偁、行至節鎮坊、不入轅門。事聞京師、多有疑其不赴援者。兵科給事中吳亮嗣瞻田一疏、語及衆事、內有閉閣、幸撫臣左袒、附內監之語。於是子偁堅意求去。士民思之。

初閏撫（袁一驥）が税監高宗の難に遭ったとき、左布政使寶子偁は、節鎮坊まで行ったが、轅門（の中）には入らなかった。事が京師に報告されると、その救援に赴かなかったことを疑う者が多かった。兵科給事中吳亮嗣の瞻田の一疏は、語が〔高〕宗の事に及ぶと、内に〔寶子偁は〕門を閉ざし、撫臣が左袒して内監に附くことを願ったという語が有った。そこで子偁は堅く決意して〔官を〕去ることを求めた。士民は之を思った。

「憲台公署」を「轅門」（撫院）と誤記しているとはいえ、中央でも四月十二日の寶子偁の行動が取り沙汰され、そ

こにはデマさえ付け加えられていたのである。⁽²⁶⁾

中央政界で起こった非難の声が、寶子偁が福建を去る直接の契機になったのではあるが、福州の現場で〈民変〉後の税監高案への対応をめぐって寶子偁と李思誠・呂純如との間で意見の相違・対立があったことも事実である。前節に提示した「董紀」のなかで、寶子偁は李・呂のやり方を「和議」として強く反対したことが記されていた。当該史料は、それに続けて、次のように伝えている。

寶公不察、以為此是和議、不可行。且案既得志、不尽鋤其凶党、万一海上有他奸賊、効案所為、將奈何遂法。其吏之兄弟、陰与案通者、欲一切剪滅、其蔓外間、一二畏蒞者、聞之謂、寶公前不入憲台、今又欲与案為難。疑有案禍心。而寶堅持紀綱之說、不肯下。一日顧予曰、我能制璫、恐与人相左、取尤奈何。予直謂之曰、公母為是言。猛虎在庭、所不先下手者、恐傷人耳。有一人焉能制虎而斃之、有不欣然快之耶。人正言公案禍、公能制。即制勿以相左為言。當是時、鋒銳義憤者皆是寶、深沈有識者是呂。予以二公之議、兩不相掩、總以始終能制者為長。

寶〔之偁〕公は〔李・呂の考えを〕察せず、〔次のように〕言つた。「これは和議であり、行うことはできない。且つ〔高〕案が既に志を得たならば、その凶党を尽く除くことはできず、万一、沿海に他の奸賊で、案が行つたことに倣うものがないならば、^{どう}奈何やつて法を執行することができようか」と。胥吏の兄弟で、陰で案と通じていた者は、一切、剪滅しようとしていたが、その外に蔓延し〔た者のうちで〕、一二の臆病な者が、之を聞いて〔次のように〕謂つた。「寶公は前には憲台に入らず、今もまた〔高〕案と難を為そうとしている。禍を楽しむ心があるのではないかと疑わしい」と。だが寶〔子偁〕は紀綱の説を堅持し、〔それを〕下ろすことを肯んじなかつた。一日、私を顧みて曰つた。「私は〔税〕璫を制することができるが、恐らくは人と相違うことになり、尤を取ることを奈何すればよいであろうか」と。私は率直に之に曰つた。「公はそうのように言つてはならない。猛虎が庭にいて、先に手を下さないのは、人を傷

つけるのを恐れるからである。一人で焉どこしてよく虎を制して之を斃し、欣然として之を快哉しないでいれようか。人は正に「公は禍を樂しみ、公は〔それを〕制することができる」と言うであらう。即ち制したとしても〔考えが〕相違うことを言つてはならない」と。この時に当たつて、義憤を鋭く突きつけたのは皆、寶〔子偁〕であり、沈着にして識見を有していたのは呂〔純如〕であつた。私は二公の議論が、両方とも相重なることはなく、総じて始終、制することができた者が優れていると思う。

董応挙によれば、寶子偁に「禍を樂しむ心」があるというデマは、高宗と通じていた者によつて流されたものだという。ここでは、また「紀綱の説」とあるように、寶子偁が〔法〕や〔規則〕に基づいた原則的な対応に固執していたことも指摘している。そして最後に「鋭鋒義憤」の寶子偁と「深沈有識」の呂純如との相違・対立に触れている。「前稿（二）」でも述べたように、董応挙の呂純如に対する評価がきわめて高いことを勘案するとき「総じて始終、能く制する者を以て長と為す」という見解は「長」を純如に置いたものだと思ふことができる（27）。

また寶子偁が左布政使の辞任を表明した後だと思われるが、董応挙は彼に宛てて、次のような書簡を残している。

『崇相集』書二、「答寶淮南」には、

惡瑤撤回、閩獲安枕。當事諸公、或柔或剛、或嚴或正、或赴或不赴、總以相成、不必相病。譬如驅虎、或踣或逐、或呼或距、或放出路、但以虎去為幸、不受虎之餘毒而已。若相是非、反失其大。

惡瑤が撤回されれば、閩は安枕を獲ることができる。當事諸公は、或いは柔軟に或いは剛直に、或いは厳しく或いは正しく、或いは赴き或いは赴かず。総じて共に〔協力して〕成し遂げたのであるから、共に病む必要はない。譬えるに虎を驅るようなものであり、或いは引き入れ或いは逐い払い、或いは呼び或いは距て、或いは出路に放つ。ただ虎が去ることを幸いとし、虎の餘毒を受けないだけである。もし是非を量つたならば、反つてその大を失うことになる。

と記されている。寶子偁の翻意を促すために出されたものだと思われるが、ここから浮かび上がってくるのは董応卒の、良くいえば現実的で大らかな性格であり、悪くいえば「或いは赴き或いは赴かず」とあるように、寶子偁の問題の行動に触れるという、些かデリカシーを缺いた心情である。

寶子偁が官を辞するに当たっては、葉向高もその慰留に努めていた。そのことは別人に宛てた書簡から窺うことができる。『蒼霞統草』巻二二、尺牘、「答鄭玄岳」は、次のような文面となっている。

敝郷税璫之事、変出非常、人情駭怖。碧海・益軒二公、冒白刃赴救、戢凶鋒而弭大難、卒使天聰為回、地方按堵。其功不小、此閩人之公論也。左轄公祖、行品清高、譽望煒燁、固閩人所素尸祝者。徒以禍變之衝、稍示持重、未亮者、遂有後言。僕在都門、日縉紳之移書者踵至。即門下所素敬信之君子、亦深不滿也。然安可以此一事、而掩其生平哉。今左轄行矣。留賢借寇、孰無是心。僕過建州、亦托直指公、力為牽挽。而直指以為、既經指摘、無復留理、則亦付之無可奈何而已。聞、憲長公祖及門下、復欲以此求去、殊甚無謂。海邦多幸、一時藩臬大夫、無非當世之大賢。海內方為閩人豔。乃因一事而遂致多事、因一賢而併失衆賢、將拳閩之國而空之。其何以上報天子、而下恤此一方民乎。

敝郷の税璫の事、変は非常に起こり、人情は驚き恐れた。碧海・益軒の二公が、白刃を冒して救援に赴き、凶鋒を収めて大難を終わらせ、遂には天聰に「税監を」撤回させ、地方は安堵した。その功績は小さくないというのが、閩人の公論である。左轄公祖（左布政使）は、品行は高潔で、譽望は赫々たるものがあり、固より閩人の尊崇する所の者である。徒に禍變の衝擊で、やや持重を示したところ、未だ明らかでない者が、遂に陰口をたたいたのである。僕は都門に在り、日々縉紳の書簡が次々と至っている。即ち門下が素より尊敬・信頼する君子でも、また「寶子偁の行動には」深く不満であった。然れどもどうして此の一事によつて、その平生を掩うことがで

きようか。今、左轄は去ろうとしている。賢者を留任させることに、誰かこの心の無いものがいようか。僕は建州を過ぎて、また直指公（巡按御史）に托して、力めて引き留めようとした。だが直指が言うには、既に指摘しても、また引き留める道理がなければ、則ち之を奈何することもできないだけである、と。聞いたところでは、憲長公祖（按察使）および門下も、また此によって「官を」去ることを求めているとのことだが、殊に甚だ謂れの無いものである。海邦（福建）が多幸であるのは、一時、藩臬大夫（布政使・按察使）が、当世の大賢でないことが無かったことによる。海内ははじめ閩人のために羨んでいた。ところが一事によって遂に多事を致すことになり、一賢によって併せて衆賢を失うことになれば、まさに閩の国を挙げて之を空にすることになる。それは何して上は天子に報いて、下はこの地方の民を救恤することになろうか。

はじめに、葉向高が事件の終息、特に袁一驥の拉致とその解決について、李思誠・呂純如の功績を高く評価していたことに注目したい。後述するように「碧海」は李思誠の、「益軒」は呂純如の号である。また、寶子偁の離任と併せて有能な地方官が福建から去っていくことに対する憂慮も窺うことができよう。当該書簡は「僕、建州を過ぎ」とあることから、首輔を辞任した後、帰郷する途上の福建の建寧附近から万曆四十二年（一六一四）十一月末〜十二月初に出されたものと思われる。⁽²⁸⁾宛先の「鄭玄岳」は当時、福建提学副使として在任していた鄭三俊であり、彼自身も辞任することを考えていたようである。⁽²⁹⁾

ところで、『明史』鄒維璉伝に描かれた寶子偁と袁一驥との軋轢について、「董紀」では事件後の高案への対応策をめぐる李思誠・呂純如と寶子偁との対立のなかで袁一驥が前者に与していたことが指摘されていた。また、雍正『合肥県志』に残された寶子偁の伝には「福建布政使に遷るも、持論侃侃にして、巡撫と協わず」と書かれている。⁽³⁰⁾確かに左布政使寶子偁と巡撫袁一驥との対立の構図を読み取ることができるが、その内実——単なる政策的な相違ではな

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

く、後者の「私憾」というほど根深いもの——まで窺うことはできない。なお、雍正『合肥県志』には「掛冠して帰るに、東林諸君子、これを雅重す」とあるように、寶子僞は東林派に近い存在であったといえよう。³¹⁾

さて、万曆四十二年（一六一四）四月十一日の〈福州民変〉および翌日の巡撫袁一驥拉致事件の後、それらの善後策をめぐって福州在住の地方官として主導的な役割を担ったのは李思誠と呂純如であった。明代の官制では、各地方における布政司の参政・参議が分守道や督糧道等を、按察司の副使・僉事が分巡道や兵備道等を兼任していたが、当時、李思誠は按察副使兼屯塩道に、呂純如は按察僉事兼兵備道に就いていた。³²⁾ここではまず、両者のその後も含めた経歴等について簡単に触れておきたい。

李思誠は、字は不詳であるが、号は碧海で、南直隸揚州府高郵州興化県の出身、隆慶年間に内閣首輔を務めた李春芳の孫である。万曆二十六年（一五九八）の進士で、中央の庶吉士等を経て福建の屯塩道に就任し、〈福州民変〉に遭遇したのであった。出身地の康熙『興化県志』所載の伝によれば「権璫高案が、暴横によつて民変を激発した。〔李〕思誠は、身を挺して衆を諭し、乱は乃ち平定された」と書かれている。その後、江西按察使・浙江右布政使等を務めて中央へ異動となり、天啓六年（一六二六）には礼部尚書にまで至ったが、魏忠賢・崔呈秀等との間で齟齬をきたした結果、同年末には免職となっている。³³⁾当該伝の延長戦上で考えれば李思誠が東林派に数えられないこともないが、その一方で『明史』卷一九三、列伝八一、李春芳の附伝には、

孫思誠、天啓六年、官礼部尚書、尋罷。崇禎初、坐頌璫間住。

孫の思誠は、天啓六年、官は礼部尚書となったが、尋いで罷免された。崇禎初、璫（魏忠賢）を頌賛したことで間住となった。とあり、また「定陵」にも、呂純如と併せて、

李興化人、呂吳江人。送璫時、李為礼部尚書、呂為官兵部左侍郎。俱以媚党入逆案。

李〔思誠〕は興化〔県〕の人で、呂〔純如〕は吳江〔県〕の人である。逆璫〔魏忠賢〕の時、李は礼部尚書となり、呂は兵部左侍郎となった。俱に媚党〔閹党〕として逆案に入れられた。

と記されている。李思誠は呂純如とともに閹党と看做されていたのである。確かに、崇禎二年（一六二九）三月に発表された「欽定逆案」において李思誠は「頌璫」が取り沙汰され、最も軽い処分にあたる「考察不謹の例」によって「冠帶間住」とされたのであった。⁽³⁴⁾

他方、呂純如についても「欽定逆案」では「近侍と結交し、又次等」とされ、「徒三年に坐し、納贖して民と為す」という、李思誠よりも重い処分を受けている。⁽³⁵⁾ 呂純如は、字は孟諧、号が益軒で、南直隸蘇州府吳江県の出身、万曆二十九年（一六〇一）の進士であり、河南の河南府偃師県・同洛陽県の知県を経て、福建按察僉事兼兵備道に就任した。⁽³⁶⁾ その後、天啓年間には中央の兵部侍郎から兵部尚書にまで至っている。⁽³⁷⁾ 天啓六年（一六二六）三月、蘇州で起こった〈開読の変〉において、その切掛となった周順昌の逮捕が当時、家居していた呂純如の「讒言」に起因したことが『明史』周順昌伝には見られ、また「定陵」にも「純如は力めて旧怨を備え、織監李実に慫慂したので、〔周順昌は〕参劾・逮問され、詔獄で拷問によって殺された」と書かれている。⁽³⁸⁾ 呂純如については、まさに典型的な閹党の一人という評価がなされているのである。⁽³⁹⁾

四月十二日、李思誠・呂純如とともに税監高宥に拉致された袁一驥の解放に向けて直接的に関与し、その後、税監署に拘留されたとはいえ、高宥との間で〈盟約〉を取り結ぶことで前者はその夜のうちに、後者は翌日になって解放されたのであった。同十三日以降の高宥への対応策——それは逆に更なる民変の発生を如何に防ぐか、ということ

表裏をなしていた——をめぐって、特に呂純如はその中心的な役割を果たすことになる。⁽⁴⁰⁾では、何故、それが呂純如だったのだろうか。

「前稿（一）」で提示した「事件の日録」による限り、〈福州民変〉関連で名前の出てくる、呂純如より上位の地方官は、武官を除いて、福建巡撫袁一驥、同巡按御史徐鑒、同左布政使竇子偁、および同按察副使（屯塩道）李思誠の四名である。すでに述べたように、巡撫・巡按の袁一驥・徐鑒は中央政府への働きかけを行い、また徐鑒は本来の「憲職」に従事する一方で、高柔への対応策にも参与していたが、主導的な役割を果たしていたとも思われない（「董紀」）。さらに福建按察使蕭近高は未だ着任しておらず、左布政使竇子偁も副次的な存在としてしか立ち現れてこないなかで、呂純如が事実上、事後の対応を主導していくことになるのである。その理由としては、次の二点が考えられよう。第一に、李思誠とともに高柔との間で〈盟約〉を取り結んだこと、第二に、呂純如が兵備道という官職に就いていたことである。前者については後述するとして、ここでは第二の点について触れておきたい。

小川尚によれば、兵備道とは「監察業務と軍事に携わる新しい形態の軍事担当者」であるという。⁽⁴¹⁾明朝国家の地方統治において軍事的側面を担うということは、取りも直さず、地域の治安維持にも直接的に関与する存在になるということであろう。また福州兵備道については嘉靖年間以後に設置されたもので、軍事面での「権限は強大であった」とも述べている。⁽⁴²⁾そうであるならば〈福州民変〉の場合も、治安の維持を含めて善後策を執行する上で、まさに兵備道がきわめて重要な役割を果たさざるを得なかったのである。但し〈民変〉後の対応において、巡撫袁一驥、或いは巡按御史徐鑒と兵備道呂純如との間における制度上の関係性がいま一つ明らかではない。特に税監高柔への具体的な対応、或いはその後の治安対策をめぐって、袁一驥・徐鑒の強力な指揮・命令が実行されたという痕跡を見出すこと

はできず、呂純如がもつぱらイニシアティブを掌握・發揮していたように思われる。そして、それに反発していたのが左布政使の寶子偁であり、また福州府推官・閩県署知県の周順昌であった。

次に、第一の点、すなわち李思誠・呂純如と高案との間で結ばれた〈盟約〉についてであるが、「前稿（一）」の「事件の日録」を改めて整理すると、おそらくは〈盟約〉に基づいて呂純如が実行しようとした善後策は、次の五点になると思われる。(a) 呂純如自身の身代わりとして四月十三日以降、福州府同知陳多を税監署に拘留させたこと。そこに至る過程で、周順昌も拘留の対象とされていたことは既述のとおりである。(b) 四月十三日において前日の夜に逮捕され、閩県の獄に収容されていた「税棍周聰・徐文・朱朝臣三名」を釈放させたこと。(c) 四月十四日出された「兵備道憲牌」において、十一日の〈民変〉で「放火・傷人」を行った「倡乱の首悪」の逮捕を命じたこと。(d) 四月十七日に〈民変〉で破損した税監署の門・塀の修理を閩県、すなわち署知県の周順昌に命じたこと。(e) 高案の北京召還が決定した後の八月十四日、福州府通判龔以礼に税監署から紛失した物品を「民」から追徴して返還させようとしたことである。そのほかに、高案への対策としてさらに付け加えるならば、前節で述べたように、税監署内に高案や配下の者たちを閉じ込めて周囲を封鎖したことであろう。

兵備道という軍事・治安にかかわる権限を有していた呂純如の主導によって行われた税監高案をめぐる善後策は、税監署における高案の圧力のもとに結ばれた〈盟約〉に関連するものであり、高案に対して配慮・忖度するという妥協的な所産であったといえよう。それは同時に、高案による過度の要求、或いはその振る舞いを押さえ、さらなる〈民変〉の誘発を防止することも企図していたと思われる。だが〈福州民変〉にかかわった地方諸官の間には、基本的立場や具体的方策において明確な相違点が生み出されていたのである。寶子偁は呂純如の策を「和議」として反対し、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (二)

周順昌は一部の実行自体を拒絶したのであった。

(iii) 福州府と閩県・侯官県

福州の城内には、府以下の衙門として福州府および附郭の閩県・侯官県が併存していた。⁽⁴³⁾〈福州民変〉当時、福州府の知府として喻政が、同知として税監署に拘留された陳多が、通判として龔以礼が、そして推官として周順昌が在任していた。⁽⁴⁴⁾閩県の知県としては、万曆四十一年（一六一三）の段階で徐鳳翔の存在を確認できるが、その後、離任したと思われ、翌年の三月上旬には周順昌が閩県の署知県になっている。⁽⁴⁵⁾一方、侯官県の知県としては、同じく四十一年（一六一三）に就任した金元嘉が〈民変〉の時期も在任していた。⁽⁴⁶⁾

福州府知府喻政は、字は正之で、江西の南昌府南昌県の出身、万曆二十三年（一五九五）の進士である。⁽⁴⁷⁾喻政は〈福州民変〉が起ると、四月十一日には属僚等とともに税監署の門前に駆けつけ、同十二日には同様に巡撫衙門へ向かっており、また同十三日に呂純如が税監署から解放され、その身代わりとして同知陳多が拘留されるときには、税監署まで陳多に同道している。⁽⁴⁸⁾ただ、喻政は当時、帰省・探親のための休暇（「以親乞帰在告」）に入っており、〈民変〉後の対応策に具体的に関与することはほとんどなかった。⁽⁴⁹⁾そして、四月二十一日には福州を離れていったのである。周順昌は、この時期、呂純如が主導する施策に失望しており、その一方で喻政とは意気投合していたこともあって、その離任に落胆したことを率直に述べている。⁽⁵⁰⁾

福州府の同知陳多は、広東の潮州府順德県の出身で、万曆十九年（一五九一）の挙人であり、官歴としては後に広西の慶遠府知府にまで至っている。⁽⁵¹⁾すでに述べたように四月十三日以降、陳多は税監署に拘留され、その期間は少な

くとも三ヵ月以上に、すなわち高案の北京への召還が決定した後、にまで及んだのであった。⁽⁵²⁾ その間、〈民変〉によって破損した税監署の門や塀を修復するために出された兵備道呂純如の命を拒絶した周順昌に対して、その実行を迫る文書（「掲」）を出していたことが「周紀事」には記されている。⁽⁵³⁾

同じく通判龔以礼は、貴州の思南府婺川県の出身で、貢生の身分を有していた。⁽⁵⁴⁾ 「前稿（一）」の「事件の日録」には、李思誠・呂純如の命に唯々諸々と従うだけの存在としてしばしば登場している。例えば、四月十四日には兵備道の「憲牌」を受けて「税監の鹿皮を獲た者」を、八月十四日にも「奄奄たる病夫」を逮捕しているが、両者はともに周順昌によって釈放されている。⁽⁵⁵⁾

一方、侯官県知県であった金元嘉は、呂純如と同じく南直隸蘇州府吳江県の出身で、万曆三十五年（一六〇七）の進士である。⁽⁵⁶⁾ 金元嘉は〈民変〉の起こった四月十一日には税監署の前に現れ、またその翌日には烏石山の「太虚菴」に董応挙を訪ねていた。⁽⁵⁷⁾ 他に、四月二十一日以降、辞任・帰郷を決意した周順昌に対して、巡撫袁一驥の命を受けてその慰留に努めていたことが「周紀事」には記されている。⁽⁵⁸⁾ 福州府城内は附郭の閩県・侯官県の管轄範囲が「南街（南門大街）」を境界として東側は前者に、西側は後者に分かれており、〈福州民変〉に直接、関係した衙門、すなわち税監署・撫院・憲台公署はすべて閩県の境内内に所在していた。⁽⁵⁹⁾ 従って、事件に関連する諸々の業務は閩県の職責のもとに処理されていたのである。侯官県知県金元嘉が〈民変〉後の地方官の対応という局面に全く登場してこない所以である。

〈福州民変〉の事後処理、特に末端の業務を担当したのは福州府推官・閩県署知県の周順昌であった。典型的な事例として、四月十一日の〈民変〉において税監高案の暴虐行為、特に火箭によって発生した周辺の住居火災や住民被害

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

の状況を取りまとめ、巡按御史徐鑒へ報告していたことは「前稿（一）」で指摘したとおりである。また、すでに兵備道呂純如の主導による善後策の(d)として挙げた、税監署の門・堀の修繕を命じられたのも、閩県署知県としての周順昌であった。それとともに、当該の善後策の(a)(c)(e)も併せて、その実施に尽く反発・抵抗したのも周順昌であった。万曆四十二年（一六一四）七月一日（「孟秋朔日」）という日付の入った「周紀事」は〈福州民変〉について、その後の〈地方政治〉の状況も含めて子細に叙述されているが、その前文に当たる箇所には、

謹述当日情形、使故人見之、謂此生崛強猶昔、毋負相期之意云。

謹んで当日の情形を述べるのは、もし故人が之を見たならば、この生は崛強であること、なお昔〔の人〕のようであり、期待に負くことはなかった、と謂うであろうという考えである。

と書かれている。また『忠介燼餘集』巻二、「与吳公如内弟書」には、

会城繁劇、不必言。朝夕驅馳、是做官常事。但近日以惡瑣煽虐、地方騷動、弟幸以崛強之性処之。雖開罪於当道、庶幾不負知己。不然、身名兩敗。此事顧闇若能悉之。申文与感事始末、可觀也。

会城の繁劇については、言う必要はないであろう。朝に夕に奔走することは、官としての常事である。但し近日の、惡瑣の暴虐、地方の騷動については、私は幸いにも崛強の性格によつて之に対処した。罪を当道に得たとはいえ、知己には負かなかつたに違いない。

然でなければ、身・名は両つとも敗れたであろう。此の事は顧闇若能く之を知っている。申文と感事始末とで、観ることができると記されており、周順昌は「当道」に恨まれる結果になったとはいえ、〈福州民変〉をめぐる「崛強の性」で乗り切ったことを自ら述べているのである。また、ここに見える「申文」は「周縁由」を、「感事始末」は「周紀事」を指していると思われる。すなわち「周紀事」は、まさに税監高案の横暴および税監との妥協に走る呂純如等に対する〈抵

抗の記録》であつたといえよう。

地方官として周順昌の原理・原則的な、或いはラディカルな言動は、福州に着任した時期の高宗への対応にも現れている。「周紀事」は、次のように叙述している。

癸丑歲除、始至古榕城。吏之掌行札者、白所応參謁、輒曰、応先拝内監高。詢之旧例、嚮先、皆以自来太守先之。余默然良久、吏曰、内監監稅茲土、十有六年。院藩臬府及臬、暨諸董戎事者、嚮弗与交歡。何独絶之。且内監聞旌節賁臨、治具以需、將致賀展殷謹。余大笑抗声曰、余始至、若弗余知、以余為何如人。竟弗往。吾郷有擅輶鈴、偕蒞茲土者為朱蘊吾。内監數教遣人致意、不獲已向余從容言、監府奚而必不先也。余謂、刑餘之人、与地方官、原不相涉。終弗去。内監以為異、間聞之当道。当道往往微示其旨、余笑陳当道、当道亦未嘗以余迂執為非。

癸丑（万曆四十一年）の歲除、始めて古の榕城（福州）に至つた。吏の行札を掌る者が、まさに參謁すべきところを述べて（次のように）曰つた。「まさに先に内監高〔案〕に拝謁すべきである」と。之に旧例や以前のことを詢ねたところ、皆、本来は太守（知府）を先にしていたと述べた。私はやや久しく黙然としていたところ、吏は曰つた。「内監はこの地で監稅となつて、十六年にもなる。院（撫按）・藩（布政司）・臬（按察司）・府および臬、さらに諸々の戎事を統率する者で、誰が〔高宗との〕交歡に与らないものがいようか。何して独りだけ之を絶つことができようか。且つ内監は旌節（使臣）の光臨を聞き、宴席を設けて〔出席を〕需め、まさに祝賀を殷謹に致そうとしている」と。私は大いに笑ひ、声を大にして曰つた。「私は至つたばかりで、汝は私のことを知るはずがない。私が如何なる人（間）だと思つてゐるのか」と。竟に往くことはなかつた。吾が郷には武將で、共にこの地に蒞任している者がおり、〔それは〕朱蘊吾であつた。内監は屢々人を遣わして意を致したところ、已むを得ず、私に向つて慫慂して言つた。「監府はどうして必ずや先しないのでよいであらうか」と。私は謂つた。「刑餘の人（宦官）と、地方官とは、原より互いに涉り合うことはない」と。終に行かな

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

かった。内監は異であると考え、間々、之を当道に伝えたが、当道は往々にしてその意を示すことはなかった。私は実に当道に陳べたが、当道もまた未だ嘗て私の迂執を非とすることはなかった。

周順昌が着任すると、おそらくは礼房の胥吏がまずは税監高衆へ参見するようにと申し述べた。それに対して、周順昌は敢然と拒否したのである。一般的に、知県等の地方官が新任した際には、上官への挨拶が不可欠であった。⁶²周順昌の場合、本来であれば、その対象は知府（「太守」）であつたにも拘わらず、この時期、福州では最初に税監に対して儀礼的な挨拶を行うことが慣例化していたという。先に引用した史料には「崛強」とあり、ここでは「迂執」とあるように、周順昌は物事に動じず、融通のきかない、頑固な性格であることを自ら認めている。そうしたことが「唯だ是れ周司李のみ恨むこと甚だし」（「周紀事」）というように高衆の恨みを買う結果に繋がっていたといえよう。

ところで「周紀事」には些か晦渋な記述が見られる。それは〈民変〉後の四月十四日における兵備道呂純如の「檄」——「周縁由」では「兵備道憲牌」——に関連するものである。「前稿（一）」には原文と邦訳を載せてあるが、ここでは改めて原文のみ段落を区切って提示することにした。⁶³

①十四日、税監旧役三十人、持檄下府、与捕館及両県、反以放火殺人、乘機劫財、移殃於民、欲追捕。

②延平司李鄒公維璉檄來、余開而讀之、不覺奮衣振起、拳茶甌擲地曰、異哉鄒公之為見也。

③今日之事、全以鎮撫地方為主、此檄一行、變不在税監、將在地方、罪不独在地方、將在守土。且撫院之疏、不幾虚乎。

④余弗行、并力阻館若県。時龔公執兩人囚禁云、獲税監之鹿皮者、方欲解道。民大騒動。余都釈之、民心乃安。

⑤余鬱鬱抱憤。適直指憲檄、督以申報殺人放火緣由。遂拋美呈詳、其間多微詞、閱者訝其直也。余萌浩然歸志。

①では、四月十四日に呂純如の「檄」（「憲牌」）が福州府を通じて捕盜通判および閩県・侯官県の両知県に通達されたが、それは「放火・殺人」と「劫財」を行った「民」の追及・逮捕を命じるものであった。ところが、②では突然、たまたま届いたと思われる延平府推官鄒維璉の書簡（「檄」）に接したときの周順昌の行動と違いが差し挟まれている。③では再び、呂純如の「檄」の不当性とそれが巡撫・巡按の上奏内容と矛盾することが述べられている。④では、周順昌が呂純如の「檄」の執行を拒絶し、通判龔以礼の捕縛した「民」を釈放したこと、そして⑤では、こうした事態に鬱屈・憤慨するとともに辞職して帰郷する意思を固めたことが記されている。

特に、①②③の繋がりには若干の違和感を覚える。①の呂純如の「檄」と、②の鄒維璉の「檄」を受けて、③の「檄」は果たして①と②のどちらの「檄」を指しているのだろうか。コンテキストの流れからは②が相応しいが、文章からすれば①でなければならぬ。当該史料と「周縁由」の記事を踏襲した「定陵」は、①を受けて「周推官、檄を得て、即ちに袂そでを投なげて起ちて曰く、……。復た力めて之を拒む」と記しており、ここでは鄒維璉の「檄」には一切、触れられていない。⁽⁶⁵⁾

では、鄒維璉の「檄」には何が書かれていたのであろうか。後にはともに東林派とされ、「剛方貞介」或いは「方巖介潔」といわれる周順昌と鄒維璉の間に、一体、どのような齟齬が生じていたのであろうか。⁽⁶⁶⁾ 鄒維璉の文集『達觀樓集』のなかに当該の「檄」に該当する文章を見出すことはできないが、卷一三、議、「揭処稅瑯議」は〈福州民變〉とその後の地方官の対応について論じたものである。その事書きには「為惡瑯悖逆已甚、調停非宜、謹申大義、以佐末議事」とあり、はじめの方に、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

当事苦心調停、冀在羈縻。至欲屈体徇之、職処下寮、分無言責、何敢狂躁干戾。顧念、此事重大、処置稍失、動関時機成敗、民情向背、与夫天下万世之紀綱。用是不避斧鉞、敢申大義、以質台。惟台裁察。

当事は苦心して調停を行っており、願ひは羈縻に在る。屈服して之に従おうとするに至つては、（卑）職は下寮（の地位）に居り、分として言う責務は無いのに、何して敢て狂躁して罪に問われることをしようか。顧みて思うに、此の事は重大で、処置を稍も失えば、どうかすると時機の成・敗、民情の向・背と、そもそも天下万世の紀綱とに関わることになる。したがって斧鉞（処罰されること）を避けず、敢て大義を伸ばすために、〔憲〕台に質するのである。〔憲〕台には裁察して頂きたい。

と記述されている。これは事書さにも明記されているように、事件後に「台」（上官）があたかも税監高案に屈服したように進める「調停」策に対して、まさしく抗議するために書かれたものであった。鄒維璉は、また次のように述べている。

然閩俗猶醇、僅一陵詬、未敢操戈、遂被惡璫兵威、身創室焚、蓋可憐矣。尚欲挫民謝璫、可耶不可耶。放火劫財之語、公見文移。開此一路、為璫口実、可謂善計乎否耶。夫事以朝廷為尊、上聽天子之処分、戒戢人民、毋得輕動、此誠宜耳。至從逆党与、何不可剪。況既已就擒、而又議釈、則似乎徇。民舍被燬數十家、死傷數十人。璫之垣屋、不過自毀抵詞耳。移文有司、為之代葺、則似乎徇。彼方欲得民而甘心之、吾復甞勉姑從。至以璫之激變民者、転為民之激變璫、則又似乎徇。嗟嗟天下曲直無兩立、曲在民則直在璫、璫為直則攻璫為不直。撫按之疏不贅乎。窃恐敗事。民方苦璫、如水火号呼。為民上者以手援、乃復寬之、以私地方之心。何為乎。窃恐失民。璫之劫院道、質同知、猶曰出其不意、無可奈何。逆既行矣。要釈囚則甘釈囚、要葺署則甘葺署、要快私忿則甘快私忿。是亦不可以已乎。名曰調停、実似請成。窃恐貽笑隣国、而失天下万世之紀綱。夫調停之意、不過羈縻不絶、謂可

釈猜嫌、安無事耳。以職觀之、豺虎得志、咆哮何極。即令降心相從、而士氣不亦大挫、国体不亦大傷哉。

然れども閭俗はなお醇朴であり、僅かに一度凌辱されただけでは、未だ敢えて武器を操ろうとはせず、遂には惡璫に兵威を受け、身は傷つき室は焼かれ、蓋し憐れむべきである。「それなのに官が」なお民を挫いて税璫に謝することは、可なのか不可なのか。「放火・劫財」の語は、公然と文移に見える。此の一路を開いて、税璫の口実とさせるのは、善計と謂うことができるのか否か。そもそも事は朝廷を尊び、上は天子の処分を聴き、人民を戒め治めて、輕（拳妄）動させないようにするのであり、此れは誠に宜である。從逆の党に至つては、何して取り除くことができないのか。況んや既に逮捕されているのに、また釈放を議するとは、則ち（税璫に）徇（追從）しているのではないか。民舎の焼かれたものは数十家で、死傷（者）は数十人になる。税璫の垣屋は、自ら壊して口実にしたに過ぎない。有司に移文し、之の為に代わつて修理させることは、則ち徇しているのではないか。彼の方は民を捕まえて甘心しようとしており、吾らはまた無理やり姑息にも從おうとしている。税璫が民を激変させたことを、転じて民が税璫を激変させたことにするに至つては、則ちまた徇しているのではないか。ああ天下の曲・直は両立させることはできず、曲が民に在れば則ち直は税璫に在り、税璫が直であれば則ち璫を攻めることは不直になる。撫按の疏が無駄にならないことがあろうか。窃かに事が敗れるのを恐れるものである。民の方が税璫に苦しんでいることは、水火（の災害）で泣き叫んでいるようなものである。民の上に居る者が（税璫に）援助を行い、乃ちまた之を寛大に扱つて、地方の心を払っているのは、何の為であらうか。窃かに民（の心）を失うのを恐れるものである。税璫が院・道を拉致し、同知を人質にしたのに、なお「その不意を突いたもので、奈何（どう）することもできなかった」と曰う。反逆は既に行われたのだ。「それなのに税璫が」囚人の釈放を要求すれば、則ち甘んじて囚人を釈放し、（税監）署の修復を要求すれば、則ち甘んじて署を修復し、私忿を晴らすことを要求すれば、則ち甘んじて私忿を晴らすようにさせる。これは已むを得ないことであらうか。名は「調停」と曰っているが、実際には「請成（和解を求めること）」である。窃かに恐れるのは、隣国に嘲笑されて、天下万世の紀綱

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

を失うことである。そもそも調停の意は、羈縻して絶たないようにし、猜疑・嫌悪を解くことができ、事なきに安んじるという謂に過ぎない。「卑」職から之を觀れば、豺虎が志を得れば、咆哮は何して極まるかがあるか。即い「己を屈服させて」降る心に相従つたとしても、士氣もまた大いに挫けないか、国体もまた大いに傷つかないかがあるか。

ここでは「調停」の内実を一つひとつ取りあげて、それが「善計」ではなく、税監高案に対する阿諛追従（「徇」）に過ぎないことを、鄒維璉は指摘しているのである。第一に、「放火・劫財」の「文移」である。これはまさしく四月十四日に出された呂純如の「兵備道憲牌」を指している。当該の「憲牌」の論理に従えば、〈民変〉自体が税監によって「激発」されたものではなく、「民」の側が主動的に起こしたことになる。第二に、逮捕した「従逆の党与」を釈放したことである。それは同十三日に李思誠・呂純如の「面諭」を受けた通判龔以礼によって行われものであった。第三に、税監側が〈民変〉によって損壊したと称する税監署の門・塀の修復を、同十七日に閩県に対して命じたことである。以上の三点は、まさしく兵備道呂純如の主導による善後策の(b)(c)(d)に相当するものであり、そのすべてに対して周順昌が反発・抵抗していたことは、上述のとおりである。

また「調停」についても、周順昌は「周紀事」のなかで次のように述べている。

時郷紳与当事、議欲与税監調停。余以調停二字、殊非美名、從中撓之。

時に郷紳と当事とは、税監と調停しようとしていた。私は「調停」の二字が、殊に美名ではないと考え、中から之を阻止しようとした。

当然のように、周順昌も「調停」には反対であった。そうであるならば、周順昌と鄒維璉の間に〈民変〉後の対応をめぐって大きな違いが存在していたとは思われず、周順昌が怒りにまかせて「茶甌」を投げつけるような行動に出

た理由も判然としない。ただ、如上の史料に続けて、鄒維璉は、

為今之計、莫若秉正道、以御凶惡。不犯之、亦不徇之。彼能悔禍、姑安之、彼再弄兵、則禦之。陳同知不出、則遣牌諭以逆順而取之。再諭三諭不出、疏請天子以討之。

今の計としては、正道に基づいて凶惡を御するに如くはない。之を犯さず、また之に徇（追従）することもしない。彼がよく禍を悔いたならば、姑らく之を安んじ、彼が再び兵を弄したならば、則ちこれを禦ぐ。陳同知が（税監署から）出てこなければ、則ち牌文を出し、逆・順を諭して之を出させる。再三にわたって諭しても（陳同知を）出さなければ、天子に疏請して之を討つ。

と述べている。ここでは「正道を秉る」と言いながらも、税監高柔への対応策や同知陳多を解放するための具体的な方策を提示していないことに、或いは高柔が「禍を悔いた」とときには「之を安んずる」という点に、周順昌は違和感を覚えたのかも知れない。

〈福州民變〉後の混乱した事態を收拾するためには何をなさねばならないか。基本的な考え方・コンセプトの面で周順昌と鄒維璉の間にさほど大きな隔たりがあったとは思われず、互いにきわめて近い考えを有していたといえよう。むしろ高柔を押さえ込み、陳多を解放するための〈戦術的〉な面で、周順昌には鄒維璉に対して納得できない点があったということであろうか。きわめて遺憾ながら、現時点ではこれ以上、この問題を追究することはできず、後考に俟ちたい。

周順昌は、福州府推官および閩県署知県という地方官としては相対的に低い地位に居ることで、〈福州民變〉後の対応・処理をめぐって自らの考えを推し進めることができないという限界を感じていた。〔周紀事〕の冒頭は、次のような書き出しとなっている。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

余以踴涼之行、承乏三山司李、昕夕飲冰。甫百日、覩稅監殊橫、自愧官卑弗克制。勃然動抃衣、想稽之会典。外臣乞休、竟休矣。

私は孤独の行によって、三山（福州）の司李（推官）に任じ、朝夕、飲冰（清貧刻苦）した。甫の百日で、税監の殊に横（暴なるさま）を見、自ら官が卑しくて抑制できないことを愧じた。勃然と衣を払い、之を会典で稽べることを想った。外臣が辞任を乞えば、竟には辞任できる。

「周紀事」には、上述のように、四月十四日の段階で「浩然たる帰志」を抱き、同二十一日には帰省する知府喻政を見送った後に「即ちに空囊を束ねて東向せんと擬す」と書かれているにも拘わらず、周順昌は袁一驥や呂純如等に慰留され、さらには喻政不在による福州府の署知府をも委任されるという事態に至っていた。その後は「また天下の事を談ぜず」と自嘲気味に記している。⁽⁶⁷⁾ 結局のところ、周順昌は三十一歳のときに〈福州民変〉に遭遇した後、万曆四十七年（一六一九）まで足掛け六年にわたって福州の地方官として在任し、最終年には三十六歳になっていた。⁽⁶⁸⁾

四 民変と郷紳

従来の明末民変史研究において中心的な主題の一つを構成していたのは、当該地域の郷紳や士人（生員・監生）たちの動向であった。特に生員等の行動は、地方政治に対する介入・抗議が小さな暴力行為から大きな暴動へ発展する〈士変〉という事態さえも生み出していたことが指摘されている。⁽⁶⁹⁾

福州では、万曆四十二年（一六一四）の〈民変〉以前の同三十五年（一六〇七）十一月に、生員や塩商を中心とす

る民変が発生していた。それは謝肇淛『五雜組』に記載されており、奈良修一による考察も行われている⁽⁷⁰⁾。謝肇淛によれば、当該の民変は塩商であった「一諸生の父」に対して高案が「廷朴」を加えたことで「合学諸生」が税監署を襲撃したものであった。そのときにリーダーとなっていたのが「余の友人、王武部宇」であったという。謝肇淛は、王宇を万曆二十七年（一五九九）の山東〈臨清民変〉のリーダーであった王朝佐に準えて「二人は、其れ義に激し、奮して身を顧みず」と述べており、また後者が税監馬堂と好誼を通じていた巡撫・巡按・道台によって「棄市」されたのに対して、前者は恨みを晴らそうとする高案の要求を「当事者」が拒絶したことで難を逃れ「北太学に入った」と記している。王宇は、字は永啓、閩県の出身で、後の万曆三十八年（一六〇〇）には進士に及第し、官は山東提学参議にまで至っている⁽⁷²⁾。ところが、万曆四十二年（一六一四）の〈福州民変〉では何故かは判然としないが、関係諸史料のなかに生員・監生・諸生等、士人層の影を全く見出すことができないのである。

では、郷紳の場合はどうか。福州の郷紳は税監高案に、或いは〈福州民変〉に対してどのように向き合い、どのように対処していたのであろうか。謝肇淛は『五雜組』巻一五、事部三のなかで、先の事柄に続けて、次のように伝えている。

高案在閩、閩搢紳不与往還者、不過二三人耳。其他不惟与往還、且称公祖行旁門、視然自附於子民之末。且立石誦功德、称为賢名。亦可羞也。

高案は閩に居て、閩の搢紳で交際に与らない者は、二三人に過ぎない。その他はただ交際に与るのみならず、且つ公祖と称して裏口に行き、厚顔にも自ら子民の末に附いている。且つ石（碑）を立てて功德を頌し、賢名を称えている。また羞すべきことである。

おそらくは万曆三十五年（一六〇七）の民変に関連する事柄として述べたものだと思うれるが、多くの郷紳が高案

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

に阿諛し、その「功德」「賢名」を殊更に称揚していたという。⁽⁷³⁾ そうした状況は〈福州民変〉の段階においても変わらなかったのではなからうか。周順昌は先に提示した「与呉公如内弟書」において、また次のように記している。

弟筮仕三山、争是非、杜請託、每得罪郷紳、所持以無恐無欲故也。

私は三山（福州）に筮仕し、是非を争い、請託を杜ざし、常に罪を郷紳に得ていたが、恃みとする所は恐れも無く、欲も無いことであつた。

当地の郷紳にとつて、周順昌の税監高案への毅然とした対応は、その意に染まなかつたようである。また「周紀事」では「郷紳と当事と」が税監高案と「調停」を行うことに反対し、それを阻止しようとしたことが書かれていた。

首輔として〈福州民変〉の処理と税監高案の北京召還に尽力した葉向高は、官僚として中央政府のトップの地位に居ながらも「臣向高、閩人なれば、豈、案の閩を去るを欲せざらんや」というように福建の郷紳としての立場を自覺的に表明していた。⁽⁷⁴⁾ また「僕、都門に在り、日々縉紳の移書する者、踵して至る」と述べるように、常時、北京の葉向高のもとには福建、或いは福州の郷紳から多くの書簡が届いていたのである。⁽⁷⁵⁾ 福建とのネットワークを通じてもたらされた新たな情報をもとに、葉向高は首輔と郷紳とが混淆する存在として〈福州民変〉或いは税監高案に対処していたといえよう。

〈福州民変〉が発生したとき、葉向高がいちはやく情報に接することができたのは、巡撫・巡按の上奏とともに福州の郷紳の書簡を受け取っていたからであつた。⁽⁷⁶⁾ 葉向高の『蘧篇』にはその郷紳として「林楚石・董見龍」という二人の名が挙げられており、両者は向高にとってきわめて近い存在であつたと思われる。⁽⁷⁷⁾ 董応挙（董見龍）はすでに見てきたように「董紀」という〈民変〉に関する詳細な史料を残しているが、林材（林楚石）については事件に直接か

かわるような史料を見出すことはできない。林材は、字は謹任で、閩県の出身、万曆十一年（一五八三）の葉向高・袁一驥と〈同年〉の進士である。官としては中央の吏科都給事中にまで至っているが、同二十二年（一五七四）十二月に「大臣を誣謗し、暗に善類を傷ず」として降格処分を受け、その後、帰郷していた。⁽⁷⁸⁾

ところで、葉向高と董応挙の間には事件後の処置をめぐって、次のような遣り取りが残されている。まず、葉向高『蘧篇』巻九には、

見龍遺余書、当且取旨、令案釈陳同知、然後再請撤案。余謂、案撤則陳同知自出。若先釈同知、則上以為如此、可以了事、而案無撤回之日矣。此事某請任之、決不使案得留、以為閩禍也。時上以余言激切、且心知案勢不可留、竟召案歸、而令巡撫用心、撫安地方。……方余屢請撤案疏中、有案自為救死計語。見龍答余為案地。不知、此輩窮急無聊、而內中為之羽翼者、實繁有徒。若不稍開以生路、彼內外協力、勢將潰決。……要案之劫巡撫、亦實為救死計、使袁公稍以好言慰之、而令人論散市民、亦不至此。然非至此、上亦未必召案回。

〔董〕見龍が私に送ってきた書簡には、まさに勅旨を取って、〔高〕案に陳同知を釈放させるべきであり、然る後に再び案の撤回を請願する（とあった）。私が謂うには、案が撤回されれば則ち陳同知は自ずと〔税監署から〕出ることになる。もし先に同知を釈放させれば、則ち上は此のようにすれば、事を終えることができると考え、案には撤回の日が来ないことになる。此の事は某（ある宦官）が之を任せるように願ったが、決して案に留まって閩の禍となるようにさせてはならない。時に上は私の言が激切であり、且つ心では案は〔時の〕勢として留めることはできないと知っていたので、竟に案を召して帰（京）させ、巡撫には心を用いて、地方を安撫させた。……方め私が屢々（高）案を撤回させることを請願する上疏の中に、案は自ら救死の計を図っているという語が有った。見龍は私が案の立場にたっていると咎めた。〔董見龍は〕分かっているのだ。此の輩は窮急して無聊になり、内部には之の羽翼となる者が（い

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

るが」、実に多くの徒がいる。もし稍も生路を開くことができれば、彼のものは内外で協力し、勢として將に決潰するであろうことを。……もし〔高〕案の巡撫を劫したことが、また実に救死の計であれば、もし袁公が稍も好言によつて之を慰め、人に市民を諭して解散させたならば、また此には至らなかつたであろう。然れども此に至るのでなければ、上もまた未だ必ずしも案を召して（北京へ）回さなかつたであろう。

と書かれている。それに対して、董応挙は「董紀」のなかで、きわめて簡略に、

方案之變、撫按科道交章、請誅案者至衆。而内閣葉先生上言、案劫撫臣、為逃死計。不撤將死於禍。予從報中見之、亦病其言。竟以是得旨、撤案回矣。時蓋六月某日也。

〔高〕案の変に当たつて、巡按・科道は交々上奏を行い、案を誅殺するように請う者が至つて多かつた。だが内閣の葉先生は（次のように）上言した。案が撫臣を劫したことは、逃死の計を図つたのだ。撤回しなければ（案は）將に禍のなかで死ぬであろう、と。私は〔邸〕報の中から之を見て、またその言に病んだ。竟にこうして勅旨を得て、案は撤回された。時に蓋し六月某日であつた。

と記している。

葉向高と董應挙の間には事件後の高案への対応をめぐつて、若干の齟齬が生じていたのである。それは高案の福建からの「撤回」を先にするか、福州府同知陳夢の税監署からの解放を先にするか、といういわば（戰術的）な相違であつた。葉向高は前者を、董應挙は後者を主張していたが、結果として万曆四十二年（一六一四）六月末に高案召喚の上諭が下されたのであつた。だが、高案の「撤回」が決定したにも拘わらず、その一方で陳夢の解放については進展しなかつたのである。また葉向高が高案による巡撫袁一驥の拉致を「救死の計」（「逃死の計」と看做していたことを、董應挙は高案の立場にたつものと非難・憂慮しているが、向高の見解は僅かでも高案に「救死の計」を残してや

らなければ、さらに重大な事態が出来する（「勢いとして將に潰決せん」とす）という危惧に基づくものであった。⁽⁷⁹⁾

既述のように、葉向高は〈民変〉後の袁一驥・李思誠・呂純如の対応を高く評価していた。呂純如に対する評価は董応挙も同様であった。しかしながら、兵備道呂純如が推し進めた善後策を周順昌や鄒維璉は「調停」として、寶子偁は「和議」として強く反対していたのである。葉向高は〈福州民変〉に直接的に関連するものではないが、「調停」をめぐって非常に興味深い言説を残している。『蘧篇』卷九の、首輔を辞任して八月二十七日到北京を離れる直前のところに、次のような記述を見出すことができる。

惟是当士大夫分曹樹党之日、諸以攻門戸為名者、責余不為左袒、眈眈無已。然終不能他有所加、只以調停為余罪。余謂、宋世之党、如元祐皆真君子、熙豐皆真小人。故調停之說、不可用。若今日、則彼此各有君子、各有小人。但当用其君子、而去其小人、勿問其為何党、乃為蕩平之道。若必欲偏護求勝、務取快心、吾恐其禍之与國家相終始也。楊御史鶴、曾有疏言、調停之說、在宋室、則為促齡之斧、在今日、則為統命之膏。

ただ士大夫が部曹を分かち徒党を組む時に当たって、諸々の門戸を攻めることを名目とする者たちは、私が左袒しなかったことを責め、「虎視」眈眈と「覗つて」已まなかった。然れども終には他に加えるところがあるはずもなく、ただ調停を私の罪としただけであった。私が謂うに、宋世の党は、元祐〔年間〕の如きは皆、真の君子であり、熙〔寧〕・元〔豐〕は皆、真の小人であった。故に調停の説は、用いることができない。今日では、則ち彼も此も各々に君子がおり、各々に小人がいる。ただまさにその君子を用いて、その小人を去るべきであり、それが何党であるかを問わないのが、乃ち蕩平の道である、と。もし必ずや偏護して勝ちを求め、務めて快心を取ろうとするならば、私はその禍が國家と共に終始することを恐れるものである。御史の楊鶴は、曾て上疏して言った。調停の説は、宋室に在つては、則ち促齡の斧となり、今日に在つては、則ち統命の膏となる、と。

明朝中央において東林・非東林の党派性が顕現化する政治情勢のなかで、葉向高の「調停」を批判する者たちに対して、自らの考えを開示したものだといえよう。北宋時代の十一世紀後半、神宗の熙寧・元豊年間および哲宗の元祐年間における旧法党・新法党の対立という状況のもとで、後者の時代になると旧法党政権が新法党の一部を取り込もうとする「調停」路線を模索・採用したが、そのことを例示し、「今日」では党派性に基づく「小人」ではなく、それに拘ることなく「君子」を登用すべきことを主張しているのである⁽⁸⁾。また、そうすることが「蕩平の道」であるという。自らは首輔として党派性に束縛されることなく、政治のバランスを取ることに心掛けてきたと葉向高は言いたかったのではなからうか。

周知のように、葉向高は東林派の〈大立者〉とされている⁽⁹⁾。しかしながら、〈福州民変〉とその後の事態をめぐっては、後に閹党とされる呂純如・李思誠の税監高案に対する「調停」策に賛同していたのであり、同じく福州の郷紳である董応挙も葉向高との間に若干の意見の相違は見られるものの、呂純如の方策に対しては同様であった。中央か地方かに拘わらず、その時々々の局面において「蕩平の道」を探ること、すなわち政治的なバランスを取ることを葉向高は重視していたのであり、呂純如の対応——袁一驥をも含めて——は葉向高にとってまさに理に叶っていたということであろう。その一方で、同じく東林派とはいえ、むしろラディカルに対応していた周順昌にとって、高案に対する妥協的所産ともいえるべき「調停」策はどういう受け入れることはできなかったのである。そうした意味で、同じく東林派に数えられるにも拘わらず、葉向高と周順昌の間には越えることのできない溝が存在していたのであり、周順昌の言説に葉向高が全く登場してこない理由もそこに在ったのではなからうか。

福建の郷紳としては、当時、泉州府晉江県に帰郷していた黄克纘が、巡撫袁一驥の高案への対応を高く評価してい

たことは上述したとおりである。黄克纘は「逆案」に入れられていないとはいえ、天啓年間の官歴からしても關党に近い存在であつた。⁽⁸²⁾一方、『福州民變』と袁一驥拉致事件が起こると、巡撫・巡按の上奏に次いで、いち早く税監高案を弾劾する奏疏を上したのは、東林派で漳州府海澄県出身の湖広道監察御史周起元であつた。彼のもとには「郷人の見聞」がもたらされていたのである。〔周疏〕には、次のように叙述されている。⁽⁸³⁾

皇上試思、從來税監最貪最狠最毒、如高淮・梁永・陳奉・孫朝・楊榮輩、曾有放火殺人、刃劫節鉞、要留方面、如案之大逆不道者乎。皇上利根未肯（割斷、税使未肯）全撤、釀成時事至此。臣詭撫按疏揭、參以郷人（之）見聞、不覺髮指、而繼之以痛哭也。近者邢洪馳兵器於禁地、盧受假狐威於票擬、皆漫不處分。今案又見告矣。望皇上亟行兩觀之誅、用雪三山之忿、非僅僅撤回墩鎖、可以了事者。臣聞、省會人情洶洶、莫不欲得案、而甘心焉。賴巡方与在事諸臣、安輯撫綏、幸未告變。臣恐防川不決、決必滔天、宿火不發、發必燎原。万一戈矛起於肘腋、海濱因而搖動、倭夷乘以生心。案粉骨不足惜、皇上豈善為社稷計乎。

皇上には試しに考えて頂きたい。從來、税監の〔中で〕最貪・最狠・最毒で、高淮・梁永・陳奉・孫朝・楊榮の輩の如きも、曾て放火・殺人を行い、刃で節鉞（巡撫）を拉致し、方面〔官〕を拘留しようとしたもので、〔高〕案のような大逆・不道なる者がいたであらうか。皇上の利根は未だ（割斷することを肯んぜず、税使も未だ）全撤することを肯んじないで、〔このような〕時事を釀成することが此処に至つたのだ。臣は撫按の疏掲を読み、郷人（の）見聞を参照すると、〔怒りで〕覺えず髮指し、之に繼いで痛哭した。近ごろ、邢洪は兵器を禁中に持ち込み、盧受は狐の威を票擬に借りたが、皆、漫然として処分されなかつた。今、案もまた告訴されている。望むらくは皇上が亟やかに「兩觀の誅」（賊臣の誅殺）を行い、そうして三山（福州）の忿瀦を雪がんことを。僅かに撤回・囚禁して、事を終わらせて良いだけのことではない。臣が聞いたところでは、省會の人情は洶洶としており、案を捕まえて（恨みを）晴らそうと

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

しないものはいない。巡察方（巡撫等）と在事の諸臣（知府・知県等）が、「地域を」安撫・安定させており、幸いにも未だ激変は告げられてはいない。臣が恐れるのは川を防いで決潰していかなくても、「ひとたび」決潰すれば必ずや水勢は極大になり、火種が「炎を」発しなくても、「ひとたび」発すれば必ずや燎原（の火）になるであろうことである。万一、武器による衝突が身近で起こり、海濱が「それに」因って動揺すれば、倭夷が異心によつて乗ずることになる。來は粉骨して「命を奪つても」惜しむに足りないのに、皇上は豈して善く社稷（国家）の為に計らないのであろうか。

（傍線部分は崇禎『海澄県志』に見えるもの、括弧（ ）は『東西洋考』に見えるものである）

四月十二日段階の情報に依拠して提出された周起元の上奏では、万曆帝のこれまでの対応をきわめて厳しい言葉で問い詰めている。それと同時に、ここで示されている最大の懸念は、福州で何とか未然に防いでいる暴動が突発し、その混乱に乗じて「倭夷」が跳梁することであった。税監高采は「通倭」のための海船さえ建造し、それを福州近郊の南台に停泊させており、また福建の歴史性からしても（倭寇）の脅威は依然として身近な事柄だったのである。この点、巡撫袁一驥も「袁三疏」のなかで、

顧、陛下守二百年盤石山河、縦一閭閻、与積怒之民、相尋干戈、釀成内讐、而外寇乘之、誰為厲階、一至此極。

顧みるに、陛下は二百年も盤石の山河を守ってきたが、一人の宦官を縦つて、積怒の民と、干戈を交え、内讐を醸成しており、外寇が之に乗じたならば、誰が禍の発端となつて、一に此の極に至つたのであろうか。

と述べている。民変（「内讐」）と倭寇（「外寇」）とが対になつて危機意識が醸成されているのであり、福建の郷紳として、また海外私貿易の中心地の出身であつた周起元の思いも同様であつたといえよう。⁽⁸⁴⁾

五 民変と府城住民

本論の最後に、万曆四十二年（一六一四）四月十一日の〈福州民変〉において、税監署での騒擾の切掛となり、或いはそれに巻き込まれ、また翌日の巡撫袁一驥の拉致事件でも、その周辺に集まっていた福州府城の住民について、若干の検討を加えることにしたい。

はじめに、(A)四月十一日の〈民変〉の前提となった税監高案の収奪に晒され、税監への恨みを抱いていた人たち、(B)〈民変〉の当日、税監署に押し掛けて代価を要求し、逆に税監側の暴虐に遭った人たち、或いは当時、税監署の周辺に集まっていた人たち、そして(C)翌十二日、同様に税監署の周辺や拉致事件の現場近くに集まっていた人たち、について、彼らの階層や職種がどのようなものであったのかを、「前稿（一）」に提示した第一群・第二群の諸史料の言説のなかから確認することにした。

〔袁一疏〕 (A)「金行」「珠行」「宝石行」「塩商」「綢段舗戸」「竹・木・油・鉄各舗行」「商店（米・菜・酒・果）」

(B)「各行」「万姓」

〔袁一疏 a〕〔袁一疏 b〕 (B)「地方万衆」

〔周紀事〕 (A)「金・珠・米・木各行」 (B)「諸行戸」「小民」

〔周縁由〕 (A)「本地方舗行・匠作諸色人等」「各行」「小民」 (B)「住民」「銅行」「櫟木行」「蟾魚行」「炭行」「鉄匠」

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

〔董 紀〕 (A) 「塩商・工匠・行戸・馱夫・士大夫」 「負販小民」 (B) 「行戸」 「市上人」 (C) 「市上人」 「百姓」

〔洋 考〕 (B) 「商人」 (C) 「万姓」

〔定 陵〕 (A) 「各舖行」 (B) 「各舖行・匠作人等」 「諸人」

〔葉掲二〕 (A) 「小民」 (B) 「小民」

〔周 疏〕 (A) 「市鬻貿易之夫」 (B) 「市鬻貿易之夫」 「市民」

〔閩書一〕 (A) 「行戸」 (B) 「福州民」

四月十一日、税監署に集まってきた人たちを、如上の諸史料は「行戸」「商人」「舖行」「匠作」等と伝えており、その多くが商人や手工業者によって構成されていたことは確かであろう。また「市上人」「市民」とあるのも同様な存在を表現していると思われる⁽⁸⁵⁾。実際に、税監側の暴力による被害者のなかに「銅行」「櫟木行」「蟾魚行」「炭行」「鉄匠」が含まれていたことは周順昌の調査で明らかにされている。また〈民変〉の前提条件として「本地方舖行・匠作諸色人等」に対する税監の収奪という事実が存在し、かつそれが「金行」「珠行」「寶石行」「綢段舖戸」等の高級品を取引・販売する比較的大きな「行戸」から「米・菜・酒・果」等の日用品を扱う小規模な「商店」や、或いは海船を建造するための原材料を生産する「匠作」に至るまで、各種各様の手工業者に対して行われていたことは「袁一疏」が詳述するところである。さらに、税監の苛烈な収奪が可能となるほどに福州の商工業が発達し、活況を呈していたこと、またそれが当該時期における海外私貿易の発展を背景としていたことは、すでに多くの論者によって指摘されている⁽⁸⁶⁾。だが、そうした商人や手工業者の背後には「万姓」「小民」「福州民」と表現された数多の府城住民が存在していたのであり、まさに、そうした人々が税監署に押し寄せることで高案に対する確かな圧力として作用し、その暴虐行為を

誘発していたといえよう。

ところで〈福州民変〉は明末の他地域の民変とは異なって、いかなれば民変として完遂したものではなかった。万曆四十二年（一六一四）四月十一日に、それまでの間に収奪された各種商品・製品の代価を求めて税監署に集まってきた商人・手工業者に対して、税監高案がいわば過剰に、かつ暴力的に対応することで混乱と騷擾という事態が醸成されたのであった。従来の研究は、こうした〈福州民変〉に対して「事前に全く計画がなかった」或いは「商工業者の側に組織性を欠いていた」という理解がなされてきた。では、何故、当日になって「各行」「各行戸」は一斉に、税監署に集まってきたのであろうか。そこにはむしろ「計画」や「組織性」があったのではなからうか。

この問題に対する手掛かりはきわめて限られたものではあるが、〈民変〉後の四月十四日に呂純如によって出された「兵備追憲牌」のなかにそれを見出すことができるように思われる。内容的には「税監の積悪」を非難する一方で、当日「門を攻め屋を囲み、火を放ち人を傷つけた」のは「游手・市棍」の「機に乗じて財を劫する」ことによるものであり、従って、この者たちを「乱民」と規定し、必然的に「倡乱の首悪」の逮捕を命じるものであった。ここでは税監署に集まってきた者たちが呂純如によって「乱民」とされたことに注目したい。この段階で、事件はまさしく民変Ⅱ暴動になったといえよう。また「憲牌」では「各街の舗甲」が「間人」の暗躍を許したことで「群聚して撒潑す」という民変を招来したことも、併せて難詰しているのである。⁽⁸⁷⁾

呂純如の「憲牌」をめぐるのは、次の二つの点が問題になるのであろう。第一に「乱民」について、第二に「舗甲」についてである。特に後者については〈福州民変〉の「計画」や「組織性」という問題に関連するものであり、まず、第二の点から取りあげることにしたい。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

ここに登場する「各街の舗甲」とは福州府城内の各街区に施行された保甲組織を表したものだといえよう。福建では、万暦年間に入ってから歴代の巡撫によつて保甲制（郷約・保甲制）が実施された。管見によれば、史料でその実施を確認できる巡撫として、龐尚鵬（万暦四〇六年）・耿定向（同六〇八年）・趙參魯（同七〇八年）・許孚遠（同二〇・二十二）年）・金學曾（同二三・二十八）年）・丁繼嗣（同三十九・四十一）年）・黄承玄（同四十三・四十五）年の七名を挙げることができる。⁽⁸⁹⁾ このなかで〈福州民変〉が収束した後、袁一驥に代わつて福建巡撫に就任した黄承玄の『盟陽堂集』巻二九、公移一、「約保事宜」の前文には、

移風易俗、莫如郷約、彌盜安民、莫如保甲。八閩通行、非一日矣。……或嚴於城市、而疎於郷村、或瑣屑於細民、而闊略巨室。上既習為苟且、下将安所率由。

移風・易俗には、郷約に如くはなく、彌盜・安民には、保甲に如くはない。八閩では通行することが、一日ではない。……或いは城市には嚴格に行われても、郷村では疎略に行われ、或いは細民には煩瑣に行われても、巨室には簡略に行われる。上では既にいい加減が習いとなり、下は將に従属することに安んじようする。

と記されている。保甲制が十全に機能していたのか否かについては、その実施が何度も繰り返されることで実効性に疑問がないとはいえないが、ここでは「城市に嚴にして、郷村に疎なり」という記述に注目したい。基本的には十戸Ⅱ一甲、十甲Ⅱ一保という戸数原則で住民を組織するという保甲制にとつて、集住化が進む城市の方が郷村地域と比較して確かに、嚴格に施行しやすかつたと思われる。詳細な郷約・保甲規定を残した許孚遠や黄承玄の場合、城市の「防火行政」という面でも保甲の役割が重視されており、また福州府城では保甲を通じて「夜禁」を行き渡らせることが前者の「郷保条規」には規定されている。⁽⁹¹⁾ 本来的には、地域の治安・秩序を維持するために施行された保甲制は、

城市の住民たちを戸数原則で組織することを基礎的条件としており、そうであるが故に、逆に民変に起ち上がる住民の組織化にも作用することになる。⁽⁹²⁾「福州民変」の場合も「兵備道憲牌」に見える「舖甲」を通じて商人や手工業者の結束が図られたのではなからうか。当時、福州府城内では少なくとも六カ所の商業区が確認されており、税監署附近の南街には安泰橋市、侯官県衙の西側には懷徳坊市、閩県衙附近には閩県前市、そこから東側へ行くと相橋市、さらに按察司の東南の南街に面して還珠門市、按察司の西側の十字街周辺に土街市が存在していた。⁽⁹³⁾こうした商業区に施行された「舖甲」は各種商人層が、また手工業者をも含めて、税監高案の収奪に抵抗するための結束を固め、自らの組織を強化する上で一定の役割を果たしていたと考えることができる。

次に、呂純如の「憲牌」をめぐる第一の問題、すなわち「乱民」についてであるが、すでに述べたように、当該の「憲牌」は呂純如・李思誠と高案との間で結ばれた「盟約」に基づくものであり、高案との「調停」を企図した妥協の産物であった。ここでは「福州民変」を「乱民」が引き起こした騒擾と看做しており、それは周順昌にはとうてい受け入れ難いものだったのである。

四月十二日の拉致事件の後、明朝中央への「第一報」ともいえるべき「袁一疏」は、その事書きに「税監流毒激変」とあるように、四月十一日の「福州民変」は「税監の流毒」に起因する「激変」（激発された民変）であるという認識であった。こうした考えは、その後の多くの言説でも踏襲されていくことになる。『明神宗実録』の五月十一日条には「小民、賠累せられ、怨憤もて激変す」とあり、首輔葉向高の五月二十九日の上奏も「臣郷の税使、在閩の日は久しく、近ごろ激変の事有り」と述べている。⁽⁹⁴⁾袁一驥の「民変」への対応を称賛した黄克纘は「榷使高案、悪は盈ち罪は稔り、閩に激変す」と言い、また関係者の伝を載せる地方志でも「榷璫高案、暴横もて民変を激す」と書かれている。⁽⁹⁵⁾一方、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

「周紀事」は「税監、衆怒を犯し、一旦、激変せば、若何とす可きや」と述べ、鄒維璉も「税監高案、貪残を以て地方の変を激す」と記している。⁽⁹⁶⁾

「激変」という言葉は、いわば〈法律用語〉でもあるが、『明律』卷一四、兵律二、軍政、「激変良民」は、次のような条文となっている。⁽⁹⁷⁾

凡牧民之官、失於撫字、非法行事、激変良民、因而聚衆反叛、失陷城池者、斬。

凡そ牧民の官で、「民の」撫養を失い、非法に事を行い、良民を激変し、因つて衆を聚めて叛乱となり、城池を失陥した者は、斬とする。

当該条文をめぐるのは、明末の段階に王肯堂が、次のような解釈を行っている。『王儀部先生箋釈』卷一四、兵律、軍政、「激変良民」には、

釈曰、凡有司牧民之官、自当愛民如子。若平時失於撫循字育、而又行非法之事、以暴虐之、乃至激変無罪良民、因而聚集大衆、謀為反叛、臨時又不能収復平定、至於失陷城池者、斬・監候。要看非法与良民字樣。若依法行事、雖有過差、不逞姦民、因而生變者、不在此律。律内止開激変良民、反叛、失陷城池之文。……

釈して曰う。凡そ有司牧民の官は、自ずからまさに民を愛することは子どものようにすべきである。もし平時に安撫・養育を失い、また非法の事を行い、そうして之を暴虐し、乃ち無罪の良民を激変させるに至り、因つて大衆を聚集し、謀つて叛乱が起こるようにさせ、時に臨んでまた収復・平定することができず、城池を失陥するに至った者は、斬・監候とする。要すや「非法」と「良民」との字様を看るべきである。もし法に依つて事を行えば、過差が有り、不逞の姦民が、因つて変を起こしたとしても、此の律には該当しない。律内にはただ「良民を激変」し、「叛乱」となり、「城池を失陥する」という文が書かれているだけである。……と。

と記述されている。ここでは条文における「牧民の官」の「非法」と、やむを得ず「激変」を起こす者が「良民」であることが強調されている。〈福州民変〉では、まさしく税監高案が「牧民の官」に、商人・手工業者を中心とする府城住民が「良民」に比定することができよう。「袁一疏」や「周紀事」に由来する諸史料の〈福州民変〉に対する認識は、まさしく『明律』の「激変良民」に相当するものであり、万曆四十二年（一六一四）六月下旬の段階で、最終的に高案の北京召還という万曆帝の決裁が行われたのも、手続上では〈民変〉直後の「袁一疏」に基づくものであり、〈福州民変〉が「激変良民」であったことを承認するものであったといえよう。⁽⁹⁸⁾

しかしながら、四月十四日における呂純如の「憲牌」は、逆に〈民変〉を「游手・市棍」を中心とする「乱民」によつて起こされたものと看做し、その逮捕・取締りを命じるというように、袁一驥や周順昌の認識とは真つ向から対立するものであった。呂純如の〈民変〉後の税監高案への対応策が、現実には葉向高や董応挙にとつて、さらには袁一驥にとつても高く評価されるべきものであったとしても、その対極に位置する周順昌の原理・原則的な応対によつて「乱民」とされた府城住民の逮捕・処罰が回避されたことも事実として存在していた。⁽⁹⁹⁾ そうしたことが〈福州民変〉という特異な事件が形式的にも実質的にも税監高案による「激変良民」とされ、その「撤回」によつて混乱の事態が収束するという結果に繋がっていたといえるのではなからうか。

おわりに

以上、本稿は、〈鑛・税の禍〉の最末期に当たる万曆四十二年（一六一四）四月十一日に起こった〈福州民変〉と、

その後の一連の事態について考察したものである。〈福州民変〉に直接にかかわった地方官や郷紳等によつて書き残された諸史料に依拠して、事件の経過をできる限り詳細に跡づけるとともに、〈民変〉という非日常的事態をもたらした税監高案の収奪や横暴を終わらせ、福州社会の混乱を収束するために、地方諸官や郷紳等がどのような役割を果たしていたのか、を中心に検討を加えることで、主として、明末という時代における〈地方政治〉の有りようを具体的に窺うことができたように思われる。

福建の省会である福州府城は、四月十一日の〈福州民変〉と翌日の税監高案による福建巡撫袁一驥の拉致事件によつて混乱のピークに達していた。一連の事態を速やかに終息させ、安定した地方社会を再構築するためには、何よりもまず税監高案を押さえ込み、その「撤回」をもたらすことが必要とされたのである。そうした緊急の課題をクリアするために、当時、福州府城内に地方官として在任していたのは、巡撫袁一驥、巡按御史徐鑒、左布政使竇一偁、按察副使・塩屯道李思誠、按察僉事・兵備道呂純如、および福州府推官・閩県署知県周順昌等であった。また、明朝中央の首輔である葉向高、および一時的に帰郷していた吏部郎中の董応挙は、福州の郷紳として事後の対応に関与していた。他に、延平府推官の鄒維璉や、福建の郷紳として湖広道監察御史の周起元および前山東巡撫の黄克纘等は〈福州民変〉に関連する言説を残している。福州という〈地方政治〉の場において、これら地方諸官や郷紳等が一定の役割を果たすことで〈民変〉にともなう混乱の事態は収束に向かっていったのである。なお、その過程においては、明末という時代の政治社会に特徴的な相貌も垣間見えてくる。その一つが、東林と非東林、或いは東林と閹党という政治的党派性の問題であった。後の評価も含めて述べるならば、周順昌・葉向高・鄒維璉・周起元は東林派に数えられ、竇一偁も東林派に近く、その一方で、李思誠・呂純如は閹党とされ、黄克纘は閹党に近い存在であった。しかしなが

ら、必ずしも単純な党派性によつて福州の〈地方政治〉が動かされていたわけではなかったのである。

〈福州民変〉後に〈地方政治〉のインシアティヴを掌握したのは、兵備道の呂純如であつた。〈民変〉による社会的混乱という状況において、軍事・治安の面で大きな権限を有していたのは福州兵備道であり、また高案との間で何らかの「盟約」を取り結んでいたこともあつて、〈民変〉関連の善後策は呂純如（および李思誠）によつて推し進められたのである。だが、その内実は税監高案に配慮・付度し、妥協を図るという「調停」策であつた。もっぱら中央政府への働きかけを行い、高案弾劾の上奏を何度も提出していたにも拘わらず、巡撫袁一驥は呂純如の善後策を容認しており、また葉向高や董応挙も呂純如の税監への対応を高く評価していた。しかしながら、閩県署知県として〈民変〉後の実務的处理を担っていた周順昌は税監との「調停」に反発・抵抗しており、左布政使竇一倬もそれを「和議」として反対していた。鄒維璉も「調停」に反対する意見を表明している。袁一驥と葉向高に共通するスタンスは、特定の党派性に拘ることなく、政治の様々な側面を考慮・勘案して、そのバランスを取ることであつたといえよう。葉向高は、きわめて明確に「調停」こそが「蕩平の道」であることを主張している。他方、周順昌・鄒維璉は、さらに竇一倬も、むしろ原理・原則的、ラディカルな立場で混乱の収束を目指していたのであつた。しかしながら、周順昌の場合、自らが府推官・署知県という地方官としては相対的に低い地位に居ることで、事態を收拾するための政治的主導性を発揮できないことも自覚していたのである。

呂純如の善後策において、税監高案との妥協の最たるものが、四月十四日の「兵備道憲牌」であつた。〈民変〉および拉致事件の直後、巡撫袁一驥の上奏は「税監の流毒」が「激変」をもたらしたことで高案を厳しく非難するものであつたが、それに対して「兵備道憲牌」は〈民変〉が「乱民」によつて引き起こされたという、袁一驥の上奏とは正

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

反対の内容であつた。〈福州民変〉は、果たして税監による「激変良民」なのか、それとも「乱民」による不法な民変・暴動なのか、〈地方政治〉の場では両者をめぐる聞き合いが行われていたのである。すなわち、税監との妥協を目論み、「乱民」として府城住民の逮捕・取締りを命じようとする呂純如と、その命令の執行を断固として拒否しようとする周順昌との間の、まさしく政治的な対立であつたが、後者の抵抗によつて府城住民の逮捕・処罰という事態は回避されたのであつた。福州における呂純如と周順昌の対立の構図は、後に閩党と東林派のそれとして天啓六年（一六二六）の〈開読の変〉へ引き継がれていくことになる。〈福州民変〉をめぐる〈地方政治〉の有りようは、まさに明末政治史の縮図としても理解し得るのではなからうか。

万曆四十二年（一六一四）四月十一日に起こつた〈福州民変〉は、六月下旬に至つて、最終的に税監高案による「激変良民」と認定され、福建における税監の撤廃と高案の北京への召還という決着に至つたのである。

（二〇・五・十一 稿了）

註

（１） 三木聰「万曆四十二年の『福州民変』をめぐる諸問題（一）」『北海道大学文学研究紀要』一五九号、二〇一九年（以下、「前稿（一）」と称す）、一一五—一二五頁、参照。

（２） 袁一驥が福建巡撫に就任した時期については、万曆四十二年（一六一四）としか確認できない。呉廷燮『明督撫年表』巻四、福建（中華書局・北京、一九八二年、五二三頁）および張德信『明代職官年表』第三冊、黃山書社・合肥、二〇〇九年、「巡撫年表」二八六一頁、参照。なお、福建の左右布政使の在任については、張德信、前掲『明代職官年表』第四冊、「承宣布政使年表」三五一—三五一九頁、参照。

- (3) 「周紀事」については、「前稿(一)」九〇—九二頁、参照。
- (4) 「袁疏二」(「袁疏五」)については、「前稿(二)」八八—九〇頁、参照。
- (5) 「前稿(二)」一一七—一九九頁、参照。
- (6) 黄克纘の山東巡撫在任期間については、呉廷燮『明督撫年表』卷四、山東(前掲、三九四—三九五頁)による。黄克纘は、万曆二十七年(一五九九)に起こった「臨清民変」の事後、山東巡撫に就任したことになる。「臨清民変」については、横山英「中国における商工業労働者の発展と役割——明末における蘇州を中心として——」『歴史学研究』一六〇号、一九五二年、参照。なお『明史』卷二五六、列伝一四四に、黄克纘の本伝が収められているが、「福州民変」の時期については「四十年、詔以故官参贊南京機務、为御史李若星・魏雲中所劾、還家候命。居三年、始履任」と書かれている。その後、刑部尚書・兵部尚書を歴任したときには紅丸・移宮兩案にかかり、当該列伝には「克纘歷官中外、清強有執。持議与爭三案者異、攻撃紛起。自是羣小排東林、創要典、率推克纘为首功。時東林方盛、克纘移疾」と見える。また中央から東林系が一掃された後の天啓四年(一六二四)十二月には、魏忠賢によって工部尚書に再登用されており、黄克纘は党派的には反東林で閹党に近い存在だったといえよう。紅丸・移宮兩案については、小野和子「天啓の政局」同『明季党社考——東林党と復社——』同朋舎出版、一九九六年、三三五—三四七頁、参照。
- (7) 「生祠記」については、「前稿(一)」九三—九四頁、参照。
- (8) 「董紀」については、「前稿(二)」九一—九二頁、参照。
- (9) 本頁後半に所引の「董紀」。
- (10) 「前稿(二)」九〇頁、および一四二頁、註(16)参照。
- (11) 「周縁由」については、「前稿(二)」九〇—九二頁、参照。
- (12) 万曆41『福州府志』卷三九、官政志二、方面職員、福州府、国朝に「知府(一員)、同知(一員。管清軍・海防)」とある。
- (13) 「前稿(二)」一〇二頁、および一四六頁、註(57)参照。
- (14) 錢一本『万曆邸鈔』万曆四十三年乙卯卷、三月には「山東道御史金汝諧、……又言、福建巡撫袁一驥、雖閩人德之、但経高案兵劫之而去、又挟其子以偕行、如入無人之境。以堂堂擁蠹重臣、而駢肩于隸卒之中、跟跲于兵刃之下、何以令衆庶見也。此其胆智輒鈴、亦可概見矣。曾有受辱于刑餘之手、而猶晏然立百官万姓之上乎。所宜聽其自裁、以培士氣耳」と書かれている。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (二)

(15) 『明神宗実録』卷五三一、万曆四十三年（一六一五）四月辛卯条に「准福建巡撫袁一驥回籍、調理病痊。撫按官奏薦起用」と見える。

(16) 『明神宗実録』卷五三三、万曆四十三年（一六一五）六月壬寅条にも「福建通省百姓陳万象等、赴闕乞留撫臣袁一驥・道臣呂純如、以保海邦子黎。詞甚哀懇」と記されている。

(17) 乾隆『福州府志』卷一四、壇廟一、閩県に「袁公祠、在提學道南。祀明巡撫袁一驥」と見える。また、同、卷一八、公署一には「提督学院署、在南門大街東。……〔万曆〕二十七年、鑛稅太監居之」とあって、清代の提學署は旧税監署に置かれたのである。従って、袁公祠は税監署の南側の「南街」に面して建造されたと思われる。

(18) 鄒維璉『達觀樓集』卷一三、議、「復建寧閩立生祠堂議」の全文は、次のとおりである。

為僉拳建祠崇祀、以報大恩、以申公論事。准建寧府閩、蒙分守建南道沈批、扼本府・建甌二県、三学虞增附生員陳墀等、僉呈建立撫院生祠、等情。蒙批、袁巡撫百代人豪、八閩保障、恩德久孚於庭論、風稜坐寢乎惡瑯、登功世世可思。詎止植襄陽之碣陰績。人當報、不啻標、隨會之祠。諸生所請、誠出真情公論。仰建寧掌印官、倡義延邵二府官吏師生、即日舉行、速速報依。蒙閩府軫行各儒學、諭令諸生一体舉行、命由閩報、等因。准此、該本府署印官鄒、看得、撫院袁除瑞定難、解悖安民。周召伯之甘棠、豈俟去後始詠。庚桑楚之尸祝、固宜隨地而隆。蒙閩率學以建祠、允愜報功、而崇德誠。貴府之義拳、亦本道之盛心。但思、監司望重位尊、地與撫院已近、則倡率事合乎激勸。理官軼卑分貌、地與撫院甚懸、則倡率迹隣於逢迎。貴府由學申道、則因衆而見公。敝治由府率學、則似獨而涉私。天下固有心雖一、而地不同、分既隔、而情難遂者、此拳是也。況於撫院請告、未代節鉞、尚蒞乎閩疆。復命有期、拳刺行達、於當宁立碑已不便、於見任建祠更難率。於有司感上官之知、豈惜銜環以報。嫌疑之際、實亦愛鼎不輕。拙見若此、高明謂何。倘謂建邵已拳、延不宜違、則請貴府軫申本道、以便憲票徑行各字。職固願從縉紳父老之後、以觀俎豆几筵之光。憑心而言、方命茲懼、合就闕覆。為此移閩貴府、煩為查照施行。

(19) 康熙初年に刊行された陳鼎『東林列伝』卷一九、明、鄒維璉伝には「鄒維璉、字德輝、江西新昌人。万曆三十五年進士。初授延平推官、孤介有大節、一刺不通。巡撫袁一驥、嘗以私怨羅織下屬、維璉多所匡救、不肯枉法獻諛。監司又欲為一驥立生祠、維璉立阻之」とある。『明史』の伝が「東林列伝」の記載と関連していることは明らかであるが、前者の「以私憾羅織布政竇子偁罪」がここでは「嘗以私怨羅織下屬」とされている。

(20) 小野和子、前掲『明季党社考』卷末所収の「東林党関係者一覽」三五頁、参照。

(21) なお、鄒維璉の出身地の康熙『新昌県志』巻四、人物志、名臣、明に収録された伝記には「鄒維璉、字德輝、号匪石、天寶鄉人。

万曆進士。授福建延平府推官。剛正執法、抗稅璫高案。延人賴之、官延八載、陞南兵部職方主事。憤留都武備久弛、多所条画、大家宰趙南星、重其才品、引与共澄銓政、調吏部稽勲司、歷考功郎中。時魏璫饒張甚、維璉上疏劾奏。中旨罷歸、直声大振。未幾、詔撫按提問、謫戍四川施州衛。崇禎始、璫誅賜環、陞通政司參議。遷南太僕少卿、尋輒右僉都御史、巡撫福建提督軍務入閩。會勦劇賊劉香老等、又紅毛違禁泊內港、犯南澳・海澄・鴻江・銅山諸處。維璉自將、海上生擒偽出海王等數十人、獻俘闕下。時溫休仁當國、抑功不叙、而閩將鄭芝龍、復交閩齟齬之。有旨解任、蕭然就道、憤鬱發狂疾。後閩中撫按上其功、陞兵部右侍郎、欽賞三次、加俸一級。疾亟不能赴、卒於家。卒之日、無少長皆隕涕。訃聞、遣官賜祭諭葬。維璉為人、方嚴介潔、敢言任事、扶正嫉邪、公爾忘私、其天性也。烈皇稱為天下第一清忠。自閩歸里、每言流寇南北蔓延、不即撲滅之、必為國患、疾革惟呼殺賊而已」と記されている。ここでは延平府推官時代の袁一驥・寶子偁との関連については述べられていない。また、崇禎『瑞州府志』巻一六、選舉志、進士、國朝の「〔万曆〕三十五年丁未、黃士俊榜」には鄒維璉の名とともに「字德輝、新昌人。初授延平推官、孤立独行、八載一刺、不通長安。時稅璫高案、播惡閩中、明揭具罪、上請兩院糾劾。又監司行文、為見任撫院立生祠、具文銷繳不行。不肯扶同獻諛、致被謗抑、僅輒南京兵部主事。……」という伝が載せられている。ここでは袁一驥の「生祠」に言及されているが、袁一驥との関係には触れられていない。さらに順治『延平府志』巻一二、人物志、宦業、明にも「鄒維璉、字匪石、新昌人。由進士授郡推官。文章氣節、壁立万仞、仁明廉斷、弊絕風清。當內監高案駐福州、激軍民變、諸台錯愕。璉獨持大体、会衆理官、立草数千言、疏声其罪。得旨罷高案去。……」と書かれているだけである。

(22) 張德信、前掲『明代職官年表』第四冊、「承宣布政使年表」三五二〇—三五二二頁。

(23) 張德信、前掲『明代職官年表』第四冊、「提刑按察使年表」三七八〇—三七八一頁。なお、万曆41『福州府志』巻四〇、官政志三、歷官、福建按察使には「葉其蕃（西安人。未任）」とあり、葉其蕃は実際には着任しなかったようである。また『董紀』には「六月某日」に「撤案回」の上諭が出されたことを述べた後に「案聞報、固不肯發。廉訪蕭公近高、公始至、与寶公促之歸」と記されている。

(24) 寶子偁について『明史』には本伝・附伝ともに立てられていないが、その伝は出身地の地方志に残されている。雍正『合肥県志』巻一四、人物、郷賢、明には「寶子偁、字燕雲。壬辰進士。素以風節自持。授大理寺評事、即具疏請建儲。董上谷餉、不絲毫入囊、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (二)

輪羨六万余進上、蒙賜金褒異。守泉州、考滿卓異賜宴。提調湖広学政、軫楚宗冤獄、冀為辨雪。楚人德之。大計以廉明、注第一。補參藩觀察所□。先声所至、墨吏望風解綬。遷福建布政使、持論侃侃、与巡撫不協。掛冠歸、東林諸君子雅重之。歸以所得俸資、修祠置祭租、贍守令修学、助置学田、大有益於梓里。世称淮南先生、祀鄉賢」と記載されている。また、張徳信、前掲『明代職官年表』第四冊、「承宣布政使年表」三五一七—三五一〇頁、参照。

(25) 「前稿(一)」一一九—一二一頁。

(26) 談遷『国權』卷八二、神宗万曆四十三年(一六一五)正月乙丑の条には「福建右布政使竇子儒罷。初高柔之変、子儒行至節鎮坊、不入驛署。兵科給事中吳亮嗣、論其幸禍。子儒遂決去」と書かれている。

(27) 「前稿(一)」一〇九頁。

(28) 「前稿(一)」一四三頁、註(31)参照。

(29) 鄭三俊は、字は用章で、南直隸池州府建德県の出身、万曆二十六年(一五九七)の進士である。玄岳は号である。福建提学副使の後、天啓年間には光祿寺少卿等を務めたが、弾劾されて「閒住」となった。崇禎に入って再度登用され、末年には刑部尚書・吏部尚書にまで至っている。『明史』卷二五四、列伝一四二には本伝が立てられており、また出身地の康熙『建德県志』卷八、人物志、宦蹟列伝、明には伝記が残されている。万曆41『福州府志』卷四〇、官政志三、歴官、副使の項の最後に「鄭三俊(建德人。提督学校。俱万曆間任)」と見える。なお「東林党人榜」にはその名を見出すことができる。小野和子、前掲「東林党関係者一覧」三八頁。

(30) 註(24)参照。

(31) 註(24)参照。小野和子、前掲「東林党関係者一覧」に竇子儒の名を見出すことはできない。

(32) 明代の道台については『明史』卷七五、職官志四、および松本善海『明朝』(一九三九年)同『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年、一〇二—一〇三頁、等、参照。李思誠・呂純如については、万曆41『福州府志』卷四〇、官政志三、歴官、副使および僉事の項にその名が記載されており、「民変」の前年には各々が当該の職に就任していた。

(33) 康熙『興化県志』卷九、人物、進士列伝、明には「李思誠、号碧海。大学士文定公孫也。万曆戊戌進士。選庶吉士、陞編修。出為福建屯塩道。権璫高柔、暴横激民変。思誠挺身論衆、乱乃定。……進浙江右布政使、尋内召、累官至礼部尚書、加太子太保。逆璫魏忠賢方用事、工部尚書崔呈秀、其心腹党也。先是建三殿、忠賢出省工、思誠不与言。殿成設宴、又用旧制、不烈忠賢座、忠賢大慚恨。

会有懷來兵備丘志充者、以三千金屬呈秀、謀軼京卿。跡露下東廠。中賢掌東廠、念為呈秀解脫、而方怨思誠、即移其贓於思誠、而命許顯純、雜治之。顯純故駙馬子、家富。初信王扒妃、周后与顯純女、俱在選。顯純行賄内外、事幾就。思誠以故事、戚里重姻者、力請冊立周后。顯純啣之、至是希思賢旨、鍛鍊成獄。忠賢矯旨、奪職追贓、中外冤之。崇禎初、御史吳尚默等、交章奏雪。奉有起用之旨、未幾卒。所著有真懶齋集」と見える。『明史』卷一二二、志一二、七卿年表二の天啓六年（一六二六）丙寅の「礼部尚書」の項には「李思誠（正月任、十月加太子太保、十二月削職）」と書かれている。

- (34) 文秉『先撥志始』卷下、天啓五年起崇禎二年止、「欽定逆案」では「大学士韓爌等奏、……計開、……李思誠、王家棟居間一事、雖賄非自受、然呢比匪人、遭璫剝奪。頒璫有純忠体国、大業匡時、等語。……以上、具照考察不謹例、擬冠帶問住。奉旨、這次款所列、量懲各官、擬議允協。都著照不謹例問住。該部知道」と記されており、また、談遷『国權』卷九〇、崇禎二年（一六二九）三月乙亥の条では「祠頒照不謹例、冠帶閑住四十四人」のなかに李思誠が含まれている。その一方で「東林党人榜」にも李思誠の名前が載せられている。小野和子、前掲「東林党関係者一覧」四二頁。

- (35) 文秉『先撥志始』卷下、天啓五年起崇禎二年止、「欽定逆案」には「一、交結近侍、又次等。……呂純如、頌美。惠藩監隨、掠斃夫役、復命疏薦、婦美廠臣。……以上、依交結近侍官員、引名例律、減二等、坐徒三年、納贖為民」と見える。同じく『国權』の崇禎二年（一六二九）三月乙亥の条では「結交近侍、又次等百二十八人」のなかに「兵部尚書呂純如」を見出すことができる。

- (36) 康熙『吳江県志』卷二八、科第表、明、神宗、舉人の万曆二十五年（一五九七）丁酉の項に「呂純如（字孟諧、号益軒。詳第）」とあり、同じく、進士の万曆二十九年（一六〇一）辛丑の項に「呂純如（仕至兵部尚書）」と見える。また、乾隆『偃師県志』卷一一、名宦伝、明、呂純如には「旧志。吳江、進士。万曆中、知県事。知政体要、以条教化民、躬勸農桑。……調洛陽令、歴官侍郎」とあり、乾隆『洛陽県志』卷九、職官、令、洛陽、明、神宗には「呂純如（吳江人、進士。三十九年任、由偃師調）」とある。

- (37) 『明史』卷一二二、志一二、七卿年表二の「兵部尚書」の項に、呂純如の名を見出すことはできない。

- (38) 『定陵』には「周吳県人、癸丑進士。後官吏部、屏絶候儀、干調不行。純如力備旧怨、懲織監李実、参劾逮問、拷死詔獄」とある。また「前稿（一）」一四一頁、註（9）参照。

- (39) 夏允彝『幸存録』卷下、「門戸雜志」には「欽定逆案」に列記された官僚のなかで処分が妥当ではない者（「其不妥者」）として楊維垣・虞廷陞とともに呂純如の名が挙げられ、「呂純如、雖有頒璫之疏、疏至熹廟已賓天、霍維華取其疏稿、削去之矣。竟拋邸報亦入之」

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (二)

と記されている。夏允彝は、南直隸松江府華亭県出身で、後に復社に統合される松江の幾社の立ち上げに陳子龍等とともに参加しており、また崇禎年間には福建の福州府長楽県の知県に就任している。小野和子「復社の運動」(一九六二年)同、前掲『明季党社考』所収、四二二頁、および濱島敦俊「明末清初の均田均役と郷紳——デナライン氏の研究をめぐって——」『史朋』八号、一九七八年、参照。

(40) 本文七一頁に提示した「董紀」には「至五月、…是時李又以齋捧行」と書かれており、李思誠は万曆四十二年(一六一四)五月には福州を離れたものと思われる。

(41) 小川尚「明代の兵備道」同『明代都察院体制の研究』汲古書院、二〇〇四年、所収、特に二六四頁。

(42) 小川尚、前掲「明代の兵備道」二四一—二四二頁。なお、小川も論及しているが、万曆『大明会典』卷一二八、兵部一一、鎮戍三、督撫兵備、「提督軍務、兼巡撫福建地方」の項は「福州兵備一員、帰併清軍道。仍兼管福州兵備、兼分巡福寧道。監督全省水陸官軍」と記されている。

(43) 「前稿(一)」一四頁、「福州府城内衙門配置図」参照。

(44) 福州府には制度上、三名の通判が設置されていたおり、そのうち二名が「管糧」および「捕盜」の職掌を担っていた。龔以礼は、周順昌「忠介燼餘集」卷二、「与朱德升書」に「龔糧館」と見え、本来は管糧通判であったと思われるが、「周紀事」では四月十四日の呂純如「憲牌」に関連して「捕館」の業務を「龔公」が執行していたことが記されている。おそらくは、当時、龔以礼が管糧および捕盜の両通判を兼ねていたのではなかろうか。「前稿(一)」一三〇—一三一頁、一三七—一三九頁、および一四九—一五〇頁、註(83)参照。

(45) 万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、閩県、国朝知県の項の最後に「徐鳳翔(江寧人)」と見える。また「前稿(一)」一〇四頁、参照。

(46) 万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、侯官県、国朝知県の項の最後に「金元嘉(呉江人)」と見える。また「前稿(一)」一〇七—一〇八頁、および一九—一二二頁、参照。

(47) 康熙『南昌郡乘』卷二〇、選舉志二、進士下、明の「万曆二十三年乙未」の項に「喻政(字正之、南昌人、貴州銅仁府籍。南京兵部郎中)」と見える。

- (48) 「前稿(一)」一〇七—一〇八頁、一一七—一二八頁、および一二六—一二七頁。
- (49) 「前稿(二)」一一七頁、所引の「周紀事」。
- (50) 「周紀事」には「二十一日、送喻公于辛原。公固長者、与余最相得、別緒黯然」と書かれている。
- (51) 万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝同知には「陳多(順德人、举人。俱万曆間任)」とあり、乾隆『順德県志』卷一〇、選舉志、举人、「万曆辛卯」の項に「陳多(大良人。歴慶遠府知府)」と見える。
- (52) 「前稿(一)」一二九頁。
- (53) 「前稿(一)」一三三—一三四頁。
- (54) 万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝通判に「龔以礼(婺川人、選貢。俱万曆間任)」とある。
- (55) 「前稿(二)」一三〇—一三二頁、および一三七—一三九頁。
- (56) 康熙『吳江県志』卷二八、科第表、明、神宗、進士、万曆三十五年(一六〇七)丁未の項に「金元嘉(仕至紹興知府)」と見える。
- (57) 「前稿(二)」一〇七—一〇八頁、および一九—二二頁、参照。
- (58) 註(67)参照。
- (59) 王応山『閩都記』卷三、「郡城東南隅(閩県)」および同、卷六、「郡城西南隅(侯官県)」。また「前稿(一)」一一四頁、「福州府城内衙門配置図」参照。
- (60) 「前稿(一)」一三三—一三四頁。
- (61) 「前稿(二)」九〇—九二頁。
- (62) 地方官が着任後、早々に上官に参見して儀礼的な挨拶を行うことについては、清初の知県赴任時の事例が山本英史によって提示されている。山本英史「赴任する知県——官箴書に見る清代県衙の人間環境——」同「赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境——」研文出版、二〇一五年、所収、三九頁、および五三—五四頁。
- (63) 「前稿(二)」一三〇—一三一頁。
- (64) 前註に提示した「前稿(二)」の当該頁では、③の「今日之事、全以鎮撫地方為主」を②に連続する記事として解釈したが、おそらくは誤りであろう。ここは③として「今日の事、全て地方を鎮撫することを主と為すとはいえ、此の檄が一たび行われたならば、……」

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（二）

というように理解すべきではなからうか。

- (65) 「前稿（一）」一五〇頁、註（86）参照。なお『四庫全書総目』卷一七二、集部、別集類二五、「忠介燼餘集三卷」には「初順昌被逮時、篋衍著作頗多、倉卒間為友人投火滅迹。後其子茂蘭、遇片紙隻字、必摹而勒之石。至其孫靖、復從戚友家、搜錄成集。故名燼餘」とある。周順昌の著作を一旦は「友人」が焼却しようとしており、後に当該書編纂の過程で錯簡が生じた可能性も完全には否定できないであろう。

- (66) 『明史』卷二四五、列伝一三三、周順昌には「順昌為人、剛方貞介、疾惡如讐」とあり、康熙『新昌県志』卷四、人物志、名臣、明、鄒維璉には「維璉為人、方嚴介潔、敢言任事、扶正嫉邪、公爾忘私、其天性也」とある。

- (67) 「周紀事」には喻政を見送った後に「煇館杜門候題、即擬束空囊東向。袁公令侯官金大尹、及吾鄉朱総戎、持手書來、慰留真切。呂公亦貽札以留、三請竟不得。復以府篆委署。自後守三緘之戒、不復談天下事矣」と書かれている。すでに本文六六頁で述べたように、同年八月二十三日に、巡撫袁一驥に面会した後、周順昌は「驅車南向」としようとしたことが『忠介燼餘集』卷二、「与朱德升書二」には記されていた。ただ、八月二十三日の「驅車南向」と四月二十一日の段階で辞任・煇郷の意志を固めたことは、記述の面で些か整合性に缺ける嫌いがあるように思われる。「与朱德升書二」に「八月十四日」と明記された呂純如の命令が「四月十四日」の誤りであった可能性も無さしめあらずで、そうであるならば事実関係としては整合することになるといえよう。しかしながら、筆者が披閲した『忠介燼餘集』の諸版本、文淵閣四庫全書本・借月山房彙鈔本・叢書集成初編本等ではすべて「八月十四日」となっており、この問題についても後考に俟ちたい。

- (68) 周順昌『忠介燼餘集』卷四、附録、殷猷臣「年譜」には「甲寅（万曆四十二年）、公年三十一。……己未（同四十七年）、公三十六。在閩幾七歳」と見える。

- (69) 明末の《土変》については、取りあえず、夫馬進「明末反地方官土変」、『東方学報』〈京都〉五二冊（創立五十周年記念論文集）、一九八〇年、参照。

- (70) 奈良修一「明末福建省の高案に対する民変について」、『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年、所収、四四—四四六頁。

- (71) 謝肇淪『五雜俎』卷一五、事部三には「高案至閩教時、屢破塩商之家。後因怒一諸生之父、廷朴之。合学諸生、大噪擊之、幾不免

火其所建望京亭。衆伏署中、不敢喘。林世卿極力救之、且以軟語啖諸生乃散、而衆虐焰遂大減。曩時所謂小懲而大戒、小人之福也。

攻馬堂者、王朝佐爲首。時議欲寬之、而按臣張大謨、撫臣劉易從、道臣馬怡、皆与堂善、遂列朝佐罪狀、坐棄市。攻高家者、余友人王武部字爲首。衆廉知之、必欲得而甘心焉。當事者莫之応、王乃入北太學避之、遂登甲第。二人者、其激於義、奮不顧身、一也而幸不幸乃爾、豈非天哉」と書かれている。奈良修一、前掲「明末福建省の高家に対する民変について」四四五頁、参照。また王朝佐については、横山英、前掲「中国における商工業労働者の発展と役割」七八頁、参照。

(72) 康熙『福建通志』卷四五、人物二、福州府、明、王宇。

(73) 奈良修一、前掲「明末福建省の高家に対する民変について」四四五頁、参照。

(74) 葉向高『綸扉疏草』卷二六、「回奏聖諭、再請減広東稅額揭」万曆四十二年（一六一四）四月一日付に「臣等昨又接該省撫按官揭帖、極言高家欲至、地方人民驚駭之狀。此事關係不小、更望聖慈、亟發德音、諭衆勿行、以安人心。臣向高聞人、豈不欲衆之去閩哉。顧度其利害之輕重、有所不可」という記述を見出すことができる。「前稿（一）」一〇一頁、参照。

(75) 本文八〇頁、参照。

(76) 「葉揭二」には「臣恐撫按官所言、或因相激未敢遽信、乃鄉人之書、無不云然、且更甚焉」とあり、袁一驥等の上奏内容に半信半疑であつた葉向高は、郷紳の書簡によつて〈福州民変〉の実態を確信したという。

(77) 「前稿（一）」九三頁、参照。

(78) 林材の伝は『明史』卷二四二、列伝一三〇に本伝が残されている。また『明神宗實録』卷二八〇。万曆二十二年（一五七四）十二月乙卯条に「吏科都給事中林材等、劾国子監祭酒成憲、善狀未聞、成均遽黜。……上准成憲回籍養病。……林材以誣謗大臣、暗傷善類、降三級調外任」と見える。

(79) 葉向高『綸扉疏草』卷二七、「病中陳時事疏」万曆四十二年（一六一四）五月二十九日付には「臣郷稅使、在閩日久、近有激變之事、臣不敢言其他。即以巡撫重臣、司道大吏、而輒肆迫挾、紀綱法度、敗壞已極。即該監不得已、自為救死計、亦豈無他策、何遂至此。今民怨日深、禍變不測、地方官日陳兵為衛」と書かれている。

(80) 北宋元祐年間の「調停」については、熊本崇「宋元祐三省攷——「調停」と聚議をめぐって——」『東北大学東洋史論集』九輯、二〇〇三年、三三八—三三〇頁、および三五八—三六〇頁、参照。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (一)

- (81) 例えば、『明史』卷二四〇の葉向高伝では「浸尋天啓時、王紹徽等撰所謂東林点將録、令魏忠賢按氏名逐朝士。以向高嘗右東林、指目為党魁云」と書かれている。
- (82) 註(6) 参照。
- (83) 「周疏」については、「前稿(一)」九四頁、参照。
- (84) 葉向高・董応挙の両者も、万曆末年の段階で「倭寇」に対する危機意識をもっていた点については、三木聰「裁かれる海賊たち——祁彪佳・倭寇・澳例——」(二〇一〇年)同『伝統中国と福建社会』汲古書院、二〇一五年、所収、九〇—九五頁、参照。
- (85) 「市民」については、夫馬進「明末清初の都市暴動」谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』四(明末—清Ⅱ)、平凡社、一九八三年、所収、五頁、参照。
- (86) 佐久間重男「明代海外私貿易の歴史的背景——福建省を中心として——」(一九五三年)同『日明関係史の研究』吉川弘文館、一九九二年、所収、藤井宏「新安商人の研究(一)」『東洋学報』三六卷一号、一九五三年、林仁川「明末清初私人海上貿易」華東師範大學出版社・上海、一九八七年、中島榮章「十六世紀末の福建—フィリピン—九州貿易」『史淵』一四四輯、二〇〇七年、等、参照。また和田正広、前掲「福建税監高案の海外私貿易」三二六—三二八頁、参照。
- (87) 巫仁恕「激変良民——伝統中国都市群衆集体行動之分析——」北京大学出版社・北京、二〇一一年、二七五頁、および和田正広、前掲「福建税監高案の海外私貿易」三二五頁。
- (88) 「前稿(一)」一三二—一三三頁。
- (89) 三木聰「明末の福建における保甲制の展開」(一九七九年)同『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、所収、二九〇—二九一頁。各巡撫の在任期間については、呉廷燮、前掲『明督撫年表』下、五〇七—五一四頁、参照。
- (90) 堀地明「明末福建諸都市の火災と防火行政」『東洋学報』七七卷一・二号、一九九五年、参照。
- (91) 許宇遠『敬和堂集』公移〔撫閩稿〕、「頒正俗編行各属」所収「郷保条規」には「一、省城重地、夜禁宜嚴。有等無賴惡少、專一夜遊、三五成群、团聚街巷、不知所為何事。或致門禁疎虞、盜賊因而窃發、深為不便。今後保甲嚴行論止。如有浪子夜遊、送官懲究外、郡州縣禁城之地、一体遵行」と規定されている。
- (92) 夫馬進「明末の都市改革と杭州民変」『東方学報』(京都)四九冊、一九七七年、二四九—二五〇頁。

(93) 陳怡行『明代的福州——一個伝統省城の変遷（一三六八—一六四四）——』国立暨南国際大学歴史学系碩士論文、二〇一五年、一三〇—一三四頁。なお陳怡行『從晚明到清初的福州城』国立政治大学歴史学系・台北、二〇一七年が刊行されているが、筆者は未だ閱讀するに至っていない。

(94) 『明神宗実録』卷五二〇、万曆四十二年（一六一四）五月壬戌条、および葉向高『綸扉疏草』卷二七、「謝宣諭疏」万曆四十二年（一六一四）五月二十五日付。

(95) 黄克纘『数馬集』卷三二、序、「袁中丞撫閩疏草序」および康熙『興化県志』卷九、人物、進士列伝、明、李思誠。

(96) 鄒維璉『達觀樓集』卷二三、議、「揭処税瑞議」。

(97) 黄彰健『明代律例彙編』〈中央研究院歷史語言研究所專刊七五〉下、一九七九年、六五三頁。

(98) 「前稿（一）」一三五頁、所引の錢一本『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、六月。

(99) 和田正広、前掲「福建税監高案の海外私貿易」三二五頁、参照。なお、和田は「騒乱の責任を追求される筈の市民側に刑罰をうけた者がいなかった」ことを〈福州民変〉が「他省の民変とは異なる」ことの一つであり、「少なくとも商工業者の側に組織性を欠いていた点が右の結果を将来した」と述べているが、この見解には同意し難い。

〔附記〕史料・文献の調査・収集において、京都大学人文科学研究所の岩井茂樹氏、同志社大学文学部の城地孝氏、および熊本大学大学院人文社会科学研究所の小林晃氏の御援助を受けた。ここに深甚の感謝を申し上げる。